

阿久根市障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

基本理念

「障がい者の自立と，共に生き支え合うまちづくり」



令和3年3月

阿久根市

はじめに

「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」を目指して

本市においては、誰もが住み慣れた地域で健康に、そして安心して暮らせるような地域社会を目指して、様々な障がい者施策を展開してまいりました。また、本市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」において、『帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね』を将来都市像として掲げ、福祉施策においても計画的な推進を図っているところです。

国においては、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が施行され、障がいのある方を取り巻く環境や制度が大きく変化しています。

今回、このような変化に的確に対応し、障がい者の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度中に、障がい者施策の基本計画である「阿久根市障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）の中間見直しを行い、併せて「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、関係機関や団体と連携しながら、障がい者施策を着実に推進してまいりますので、関係機関をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するに当たり、多くの貴重な御意見や御提言をお寄せいただき、御審議いただきました阿久根市障がい者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました障がいのある方やその御家族の皆様、企業の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

阿久根市長 西平良将

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の性格	2
(3) 他の計画等との関係	3
(4) 計画期間	3
(5) 計画の対象と範囲	4
3 計画策定の考え方	5
(1) 近年の障がい者施策に関する主な動き	5
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針	5
4 計画の策定体制	8
(1) アンケート調査の実施	8
(2) 阿久根市障がい者計画等策定委員会の設置	9
(3) パブリックコメントの実施	9
第2章 障がい者等の現状	10
1 阿久根市の人口・障がい者数の推移	10
(1) 阿久根市の人口の推移	10
(2) 障がい者数の推移	11
2 阿久根市の障がい者の状況	12
(1) 身体障がい者の状況	12
(2) 知的障がい者の状況	14
(3) 精神障がい者の状況	15
(4) 障がい福祉サービス提供事業所の整備状況	17
3 アンケート調査結果	18
(1) 居住の状況	18
(2) 外出の状況	22
(3) 就労の状況	23
(4) 障がい児の状況	25
(5) 差別の状況	29
(6) 成年後見制度について	31
(7) 災害時の避難等について	32
第3章 基本理念及び基本方針	34
1 基本理念	34
2 基本方針	35
(1) 主体性, 自立性の確立	35
(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進	35
(3) 新しい福祉のまちづくり「地域共生社会」	35

(4) 全ての人に優しいまちづくり	35
(5) 市民総参加によるノーマライゼーション社会の実現	35
(6) 在宅生活・地域生活の重視	35
(7) 障がいの重度化・重複化への対応及び障がい者の高齢化への対応	36
(8) 障がい者の活躍の場の確保	36
3 施策の体系	37
第4章 障がい者計画	38
1 啓発・広報の推進	38
(1) 啓発・広報活動の推進	38
(2) 交流活動の促進	38
(3) 福祉教育の充実と文化活動の促進	39
2 相談・情報支援の充実	40
(1) 身近な相談支援の充実	40
(2) コミュニケーションの支援	40
3 差別解消及び権利擁護施策の推進	42
(1) 障がいを理由とする差別解消の推進	42
(2) 権利擁護の推進	42
(3) 虐待防止への支援	42
4 安心した生活のためのサービス支援	44
(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実	44
(2) 地域福祉の支援	45
(3) 資質の高い専門職種の養成・確保	45
5 保健・医療の体制の充実	47
(1) 保健・医療サービスの体制の充実	47
(2) 障がいの原因となる疾病等の予防, 早期発見・早期治療	47
(3) 精神保健福祉施策の充実	48
6 充実した療育・教育の推進	49
(1) 療育・就学前教育の充実	49
(2) 学校教育・特別支援教育体制の充実	50
(3) 放課後活動・生涯学習の充実	50
7 雇用・就業機会の確保	51
(1) 総合的な就労の支援	51
(2) 多様な就業機会の確保	52
(3) 就労定着の支援	52
8 生活基盤の整備充実	53
(1) 福祉のまちづくりの総合的推進	53
(2) 住宅のバリアフリー化の推進	53
(3) 公共交通機関, 歩行空間等のバリアフリー化の推進	53
(4) 防災・防犯対策の推進	54

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	55
1 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における目標と評価	55
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	55
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(3) 地域生活支援拠点等の整備	55
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	56
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	56
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における障がい福祉サービス等に関する目標の設定	58
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	58
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	58
(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	59
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	60
(5) 相談支援体制の充実・強化等	62
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	62
3 障がい福祉サービスの事業量見込み	63
(1) 訪問系サービス	63
(2) 日中活動系サービス	65
(3) 居住系サービス	71
(4) 相談支援	72
4 地域生活支援事業の事業量の見込み	74
(1) 相談支援事業	74
(2) 意思疎通支援事業	75
(3) 日常生活用具給付等事業	76
(4) 移動支援事業	77
(5) 地域活動支援センター事業	77
(6) 日中一時支援事業	78
(7) その他の事業	79
5 障がい児支援に関するサービスの事業量見込み	80
(1) 障がい児通所支援	80
(2) 障がい児相談支援	82
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	83
(4) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定	84
第6章 計画の推進に当たって	85
1 計画の周知	85
2 計画の推進体制の確立	85
3 国・県及び近隣市町との連携	85
4 PDCA サイクルによる計画の運用	85
資料 用語解説	86

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、これまで、障がい者施策の基本計画である「阿久根市障がい者計画」を平成19年3月に策定し、障がいのある人を取り巻く環境の変化や国の制度改正、本市の現状等を踏まえた計画の見直しを行ってきました。平成30年3月には「阿久根市障がい者計画・第5期障がい福祉計画第1期障がい児福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

国においては、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。また、障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まっています。

一方で、平成28年4月には、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)」が施行されました。また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るため、同年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正、平成30年4月から施行されることになりました。

令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月より施行されます。

本市においては、これまでの計画の基本的な考え方や制度改正等の障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画である「阿久根市障がい者計画」(計画期間:平成30年度から令和5年度)の中間見直し版を策定するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定める「阿久根市障がい福祉計画」、「阿久根市障がい児福祉計画」が令和2年度で計画期間満了を迎えることから、これらの計画を一体的に策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための計画として、「阿久根市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけています。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

■障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画の性格

障がい者計画は、本市における障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、推進するための基本的な指針となるものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者の自立支援、生活支援の観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための指針となるものです。

(3) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「阿久根市まちづくりビジョン」(令和2年度～令和6年度)の分野別計画として位置付けられ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関連する計画との整合を図りつつ、障がい者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、国の「障害者基本計画」及び市町村障害者計画の基本となる計画に位置付けされている「鹿児島県障害者計画」、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針として令和2年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。

(4) 計画期間

「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」は国の定める指針により計画期間が3年と定められているため、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3か年計画として策定します。

「市町村障害者計画」は計画期間が指針等で定められていませんが、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との一体的な施策展開を図るため、「障がい者計画」は平成30年度から令和5年度までの6か年計画として策定しており、今回の策定は中間見直し版となります。

ただし、各計画は、制度改正の動向やPDCAサイクルによる評価・分析により、必要に応じて計画を見直すものとします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者計画	→			→			→					
障がい福祉計画	第3期 →		第4期 →			第5期 →		第6期 →				
障がい児福祉計画							第1期 →		第2期 →			

(5) 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病(特定疾患)、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

また、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。



3 計画策定の考え方

(1) 近年の障がい者施策に関する主な動き

本計画の策定に当たっては、国や県の方向性ととともに、本市の現状を踏まえ、策定することが重要です。

年	主な動き
平成 30 年	3月 「障害者基本計画(第4次)」策定 4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化(地方公共団体)
平成 31 年	3月 「障害者文化芸術推進計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	6月 改正「障害者雇用促進法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2年	6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針

市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画の策定に当たっては、令和2年5月に改正・告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」(以下「障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針」という。)に基づき、策定する必要があります。

【国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント】

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
 - ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
 - ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
 - ・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
- ④「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
 - ・ 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
- ⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・ 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
 - ・ 児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
 - ・ 障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
 - ・ 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
- ⑦障がい者による文化芸術活動の推進
 - ・ 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
- ⑧障がい福祉サービスの質の確保
 - ・ 多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
- ⑨福祉人材の確保
 - ・ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

【市町村が障害福祉計画・障害児福祉計画に定めるべきとされた成果目標】

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
 - ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
 - ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人~12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人~4.9万人減)
 - ・ 退院率: 3ヵ月後 69%, 6ヵ月後 86%, 1年後 92%(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証, 検討
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
 - うち移行支援事業: 1.30倍, 就労A型: 1.26倍, 就労B型: 1.23倍
 - ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち, 7割以上の利用
 - ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
 - ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所, 放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県, 圏域, 市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
 - ・ 各市町村又は各圏域で, 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・ 各都道府県や各市町村において, サービスの質の向上を図るための体制構築

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、本市の現状を把握するため、統計資料や各サービスの利用実績等の分析を行うとともに、障がい者や市内の企業・事業所等を対象としたアンケート調査を実施し、当事者や支援者・関係機関の方の意見等を基礎資料として活用しました。

また、阿久根市障がい者計画等策定委員会において、計画素案の検討・審議を行うとともに、広く市民に意見を求める意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

(1) アンケート調査の実施

障がい者等の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するため、障がい者等(障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者)に対するアンケート調査を実施しました。

また、障がい者雇用の現状や雇用する企業・事業所側のニーズ、障がい者に対するイメージ等を把握するため、市内の企業・事業所に対するアンケート調査を実施しました。

① 調査の目的

障がい者等の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するため、障がい者等(障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者)に対するアンケート調査を実施しました。

また、障がい者雇用の現状や雇用する企業・事業所側のニーズ、障がい者に対するイメージ等を把握するため、市内の企業・事業所に対するアンケート調査を実施しました。

② 調査時期

令和2年6～7月

③ 調査の種類

区分	調査対象
障がい者調査	市内に居住する障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者(保護者)
企業・団体調査	阿久根市内の企業・事業所

④ 調査方法

郵送調査

⑤ 調査件数及び回収状況

区分	調査対象	回収件数	回収率
障がい者調査	1,290 件	574 件	44.5%
企業・団体調査	70 件	49 件	70.0%

(2) 阿久根市障がい者計画等策定委員会の設置

計画案を検討するため、保健、医療、福祉及び労働の関係者のほか、障がい者、障がい者団体関係者、学識経験者等を委員とする「阿久根市障がい者計画等策定委員会」を設置し、協議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民に開かれた委員会として、令和3年2月26日から同年3月26日までの期間に本計画案を広く公表し、その案に対しての意見や要望を募集する意見募集(パブリックコメント)を行いました。

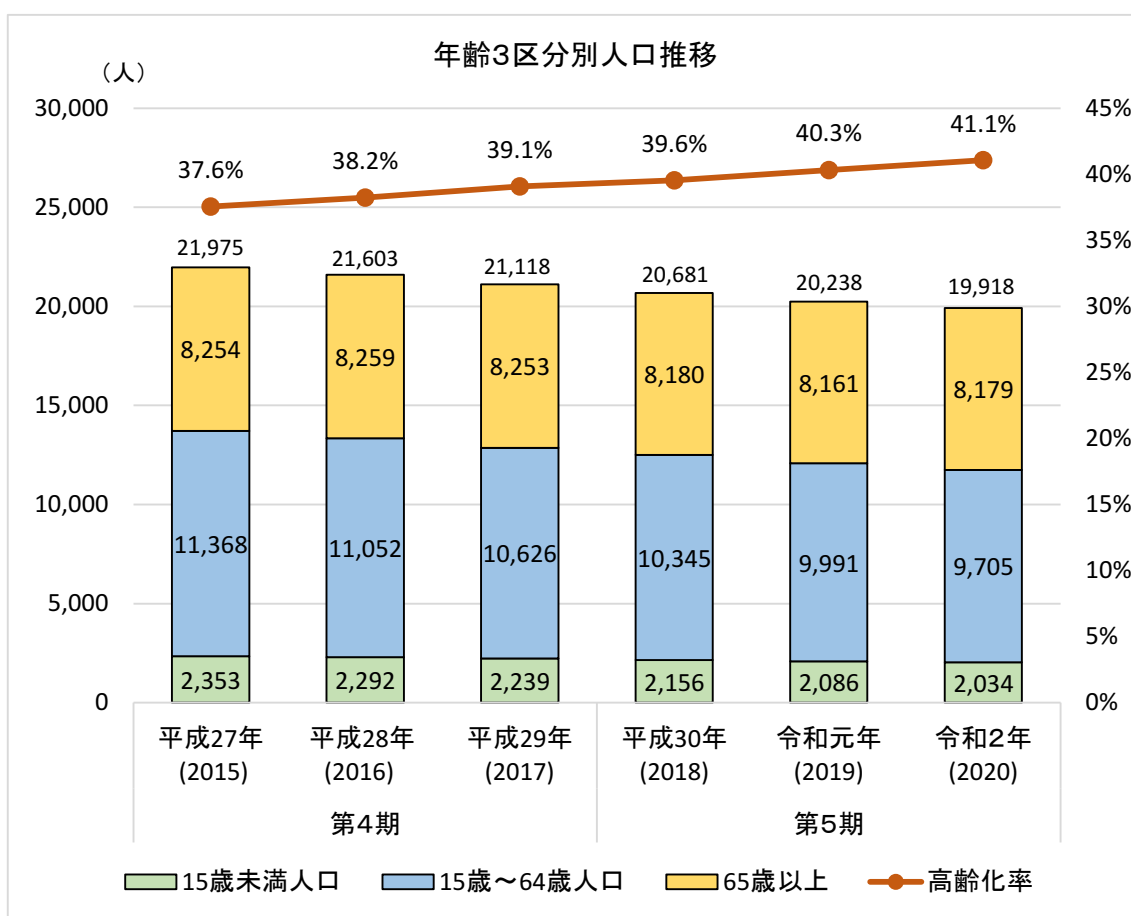


第2章 障がい者等の現状

1 阿久根市の人口・障がい者数の推移

(1) 阿久根市の人口の推移

本市の人口は年々減少傾向にあり、令和2年には19,918人となっています。年齢3区分別でみると、特に生産年齢人口・年少人口が減少傾向にあります。今後も同様の傾向が続き、高齢化がさらに進展していく可能性が考えられます。



出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 障がい者数の推移

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数でみると、年々減少傾向にあり、平成29年には1,881人となっています。

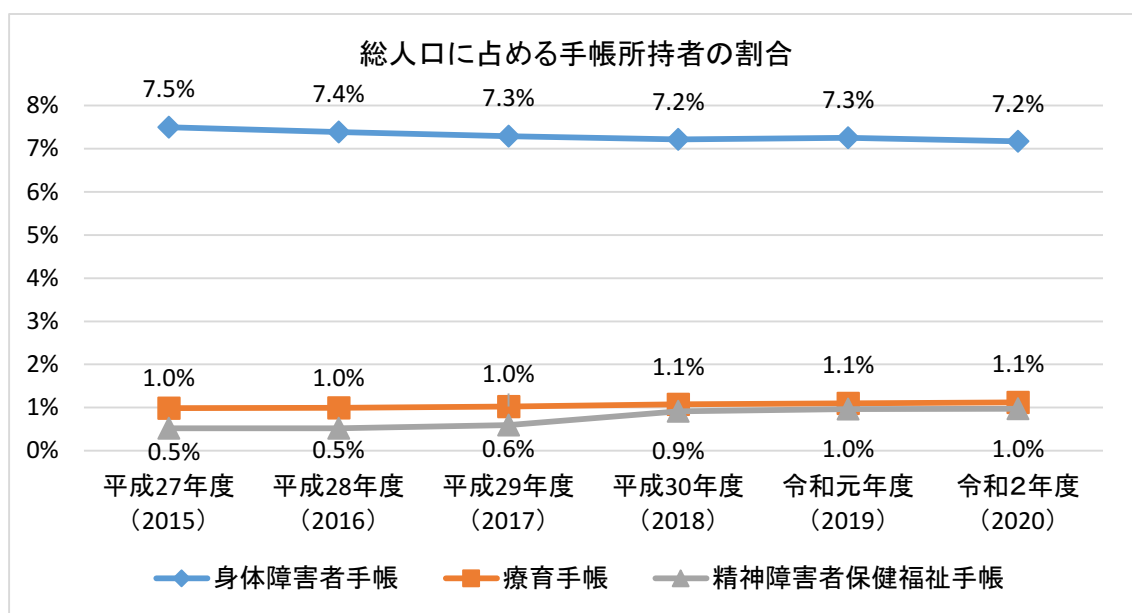
障がい別でみると、身体障害者手帳所持者数が最も多い状況ですが、年々減少傾向にあります。

総人口に対する割合は、身体障害者手帳所持者が減少傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

■障がい者数の推移

単位：人

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
総人口	21,975	21,603	21,118	20,681	20,238	19,941
手帳所持者総数	1,980	1,924	1,881	1,903	1,886	1,848
身体障害者手帳	1,648	1,596	1,540	1,492	1,468	1,430
総人口に対する割合	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%	7.3%	7.2%
療育手帳	217	215	216	222	223	224
総人口に対する割合	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
精神障害者保健福祉手帳	115	113	125	189	195	194
総人口に対する割合	0.5%	0.5%	0.6%	0.9%	1.0%	1.0%



出典：手帳所持者数は福祉課(各年10月1日現在)

総人口は住民基本台帳(各年10月1日現在)

2 阿久根市の障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度現在で1,430人であり、3年前の平成29年度の1,540人と比較して110人の減少となっています。

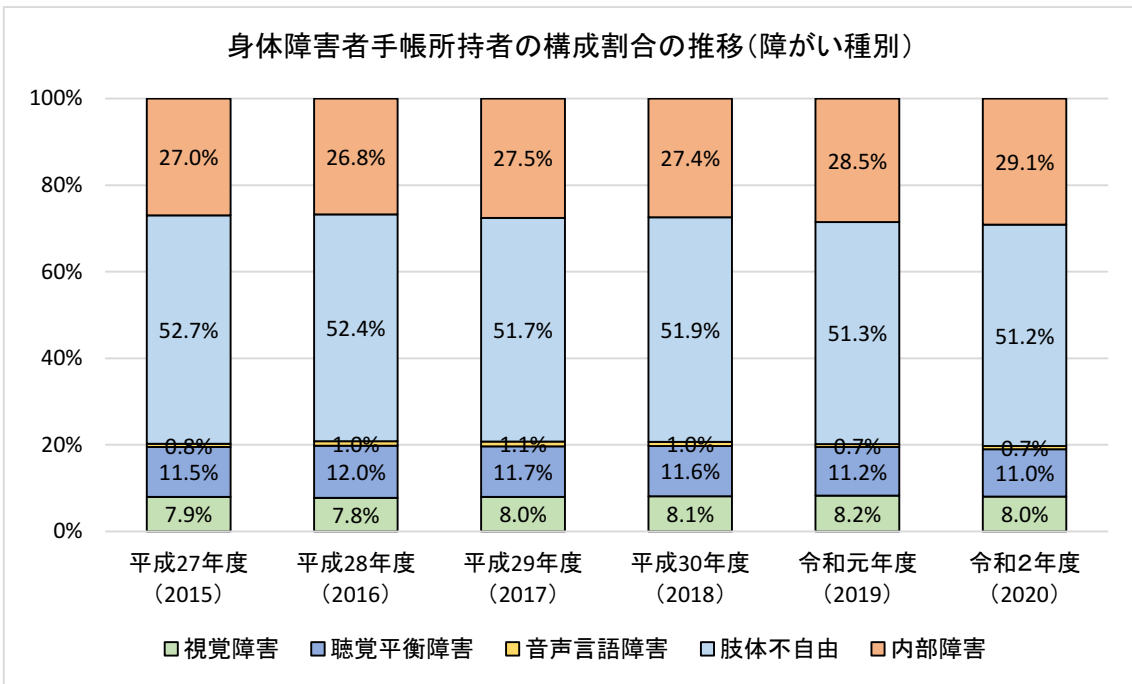
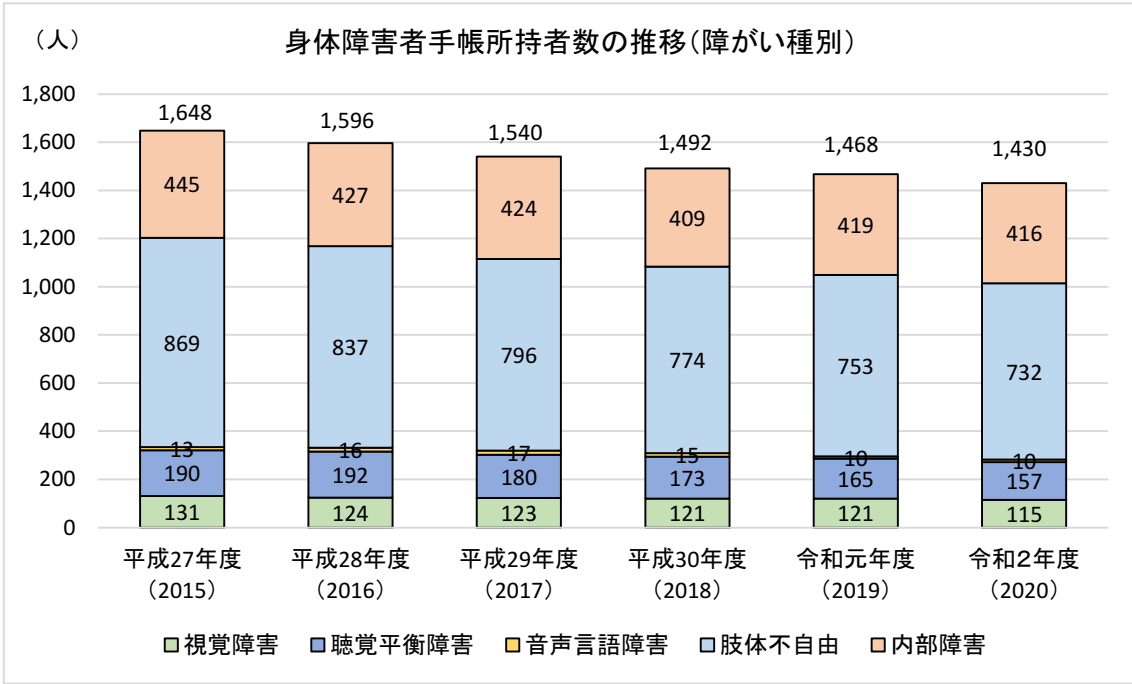
障がい程度別でみると、全ての障がい程度で減少傾向となっています。また、重度(1, 2級)の占める割合は47.2%となっており、平成29年度の45.8%から1.4ポイント上昇しています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、約5割を占めています。

■身体障害者手帳所持者の状況

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年代別	18歳未満	19	19	17	16	15	14
	18～64歳	334	306	293	28	287	270
	65歳以上	1,295	1,271	1,230	1,188	1,166	1,146
障害程度別	1級	490	457	437	429	432	431
	2級	292	284	268	252	253	244
	3級	272	254	241	229	216	209
	4級	345	357	355	348	335	322
	5級	99	92	89	85	82	78
	6級	150	152	150	149	150	146
障害種別	視覚障害	131	124	123	121	121	115
	聴覚平衡障害	190	192	180	173	165	157
	音声言語障害	13	16	17	15	10	10
	肢体不自由	869	837	796	774	753	732
	内部障害	445	427	424	409	419	416
合計		1,648	1,596	1,540	1,492	1,468	1,430

資料:福祉課(各年10月1日現在)



(2) 知的障がい者の状況

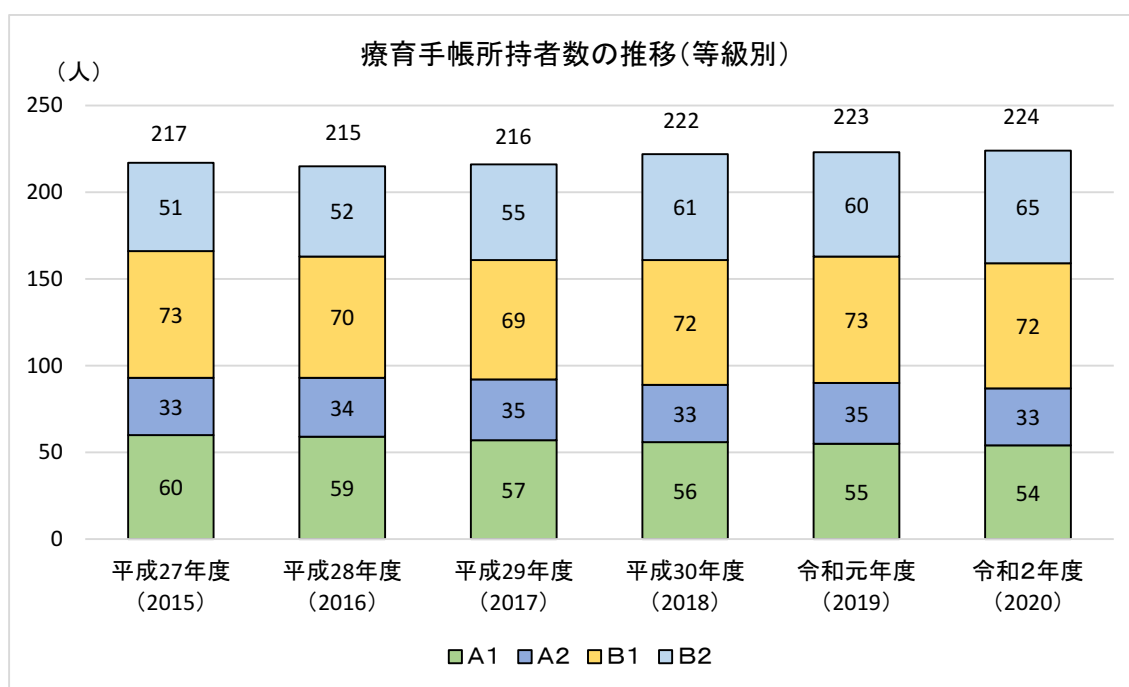
療育手帳所持者数の推移をみると、令和2年度現在で 224 人であり、3年前の平成29年度の216人と比較して8人の増加となっています。

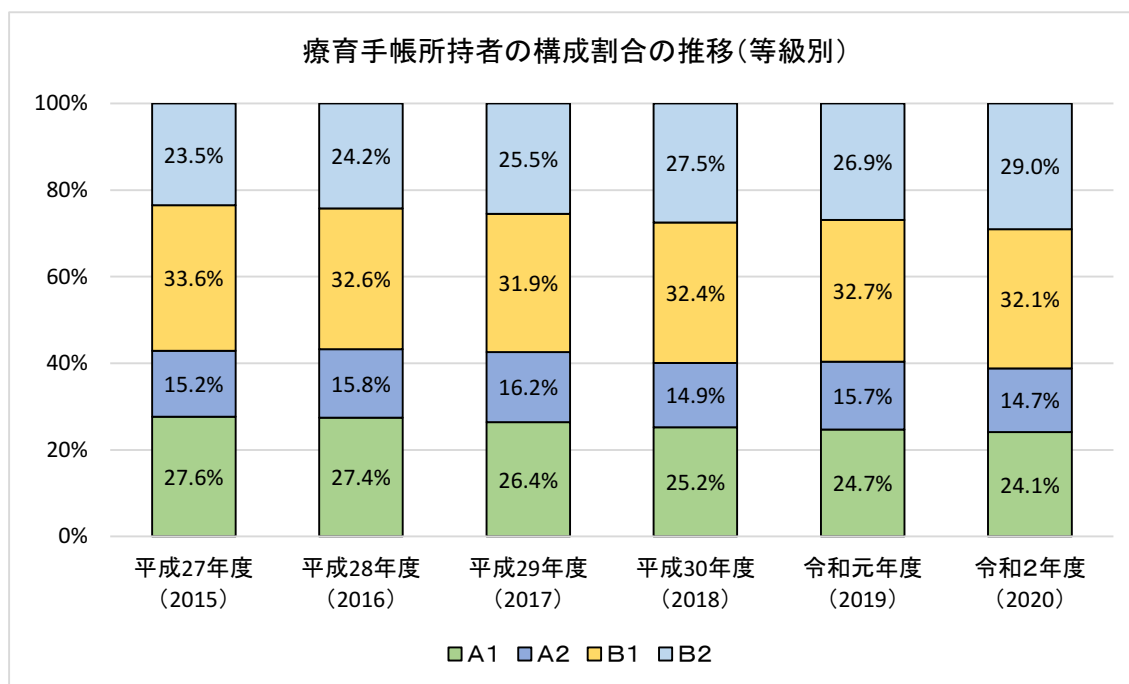
障がい程度別でみると、B2(軽度)の所持者数が増加傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年代別	18歳未満	36	35	34	35	36	35
	18～64歳	151	149	150	156	154	156
	65歳以上	30	31	32	31	33	33
障害程度別	A1	60	59	57	56	55	54
	A2	33	34	35	33	35	33
	B1	73	70	69	72	73	72
	B2	51	52	55	61	60	65
合計		217	215	216	222	223	224

資料：福祉課(各年10月1日現在)





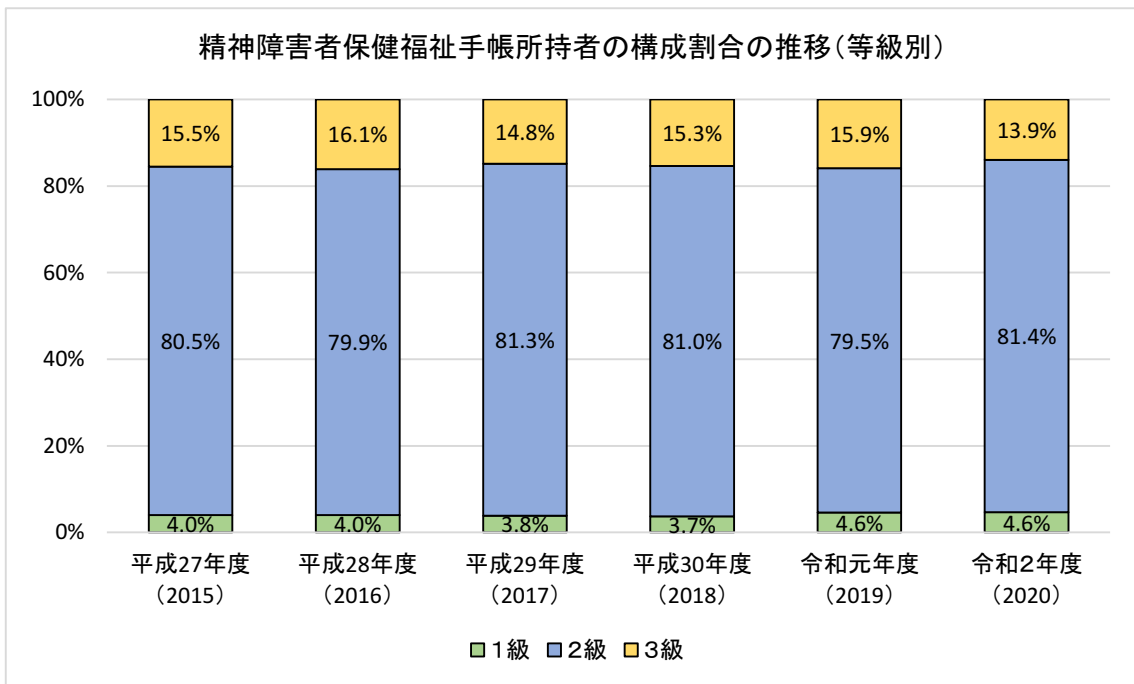
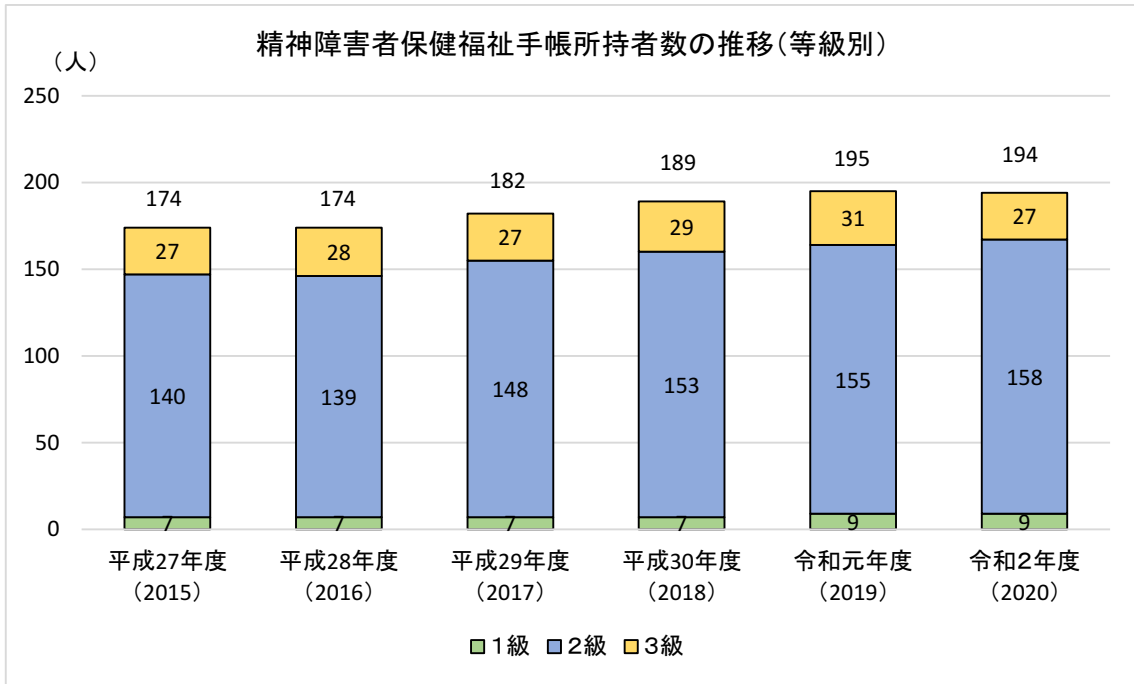
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和2年度現在で194人であり、微増となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年代別	18歳未満	0	0	0	1	1	3
	18～64歳	134	136	142	142	141	138
	65歳以上	40	38	40	46	53	53
障害程度別	1級	7	7	7	7	9	9
	2級	140	139	148	153	155	158
	3級	27	28	27	29	31	27
合計		174	174	182	189	195	194

資料：福祉課(各年10月1日現在)



(4) 障がい福祉サービス提供事業所の整備状況

障がい福祉サービス提供事業所の整備状況は、下表のとおりです。

平成29年10月の状況と比較すると、就労移行支援(A型)や放課後等デイサービス等の事業所の増減により、全体で事業所数1の減となっています。

		平成29年10月 事業所数	令和2年9月 事業所数
訪問系	居宅介護	3	3
	重度訪問介護	3	3
	同行援護	0	0
	行動援護	0	0
日中活動系	生活介護	3	3
	自立訓練(機能訓練)	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1	0
	就労移行支援(一般型)	2	1
	就労継続支援(A型)	3	2
	就労継続支援(B型)	4	4
	療養介護	0	0
	短期入所	3	3
居住系	共同生活援助	1	1
	施設入所支援	1	1
その他	計画相談支援	3	3
	地域移行支援	1	1
	地域定着支援	1	1
障がい児支援	児童発達支援	2	2
	放課後等デイサービス	2	4
	保育所等訪問支援	2	2
	障害児相談支援	3	3
合計		38	37

資料: 福祉課

3 アンケート調査結果

(1) 居住の状況

①現在の暮らしについて

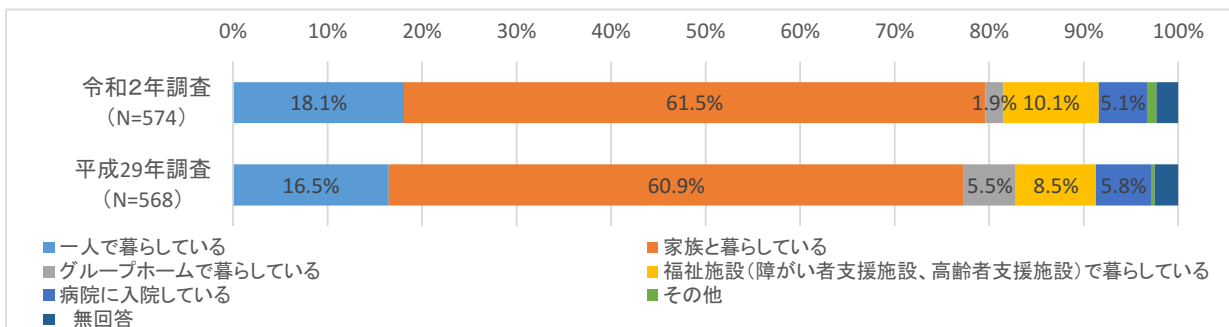
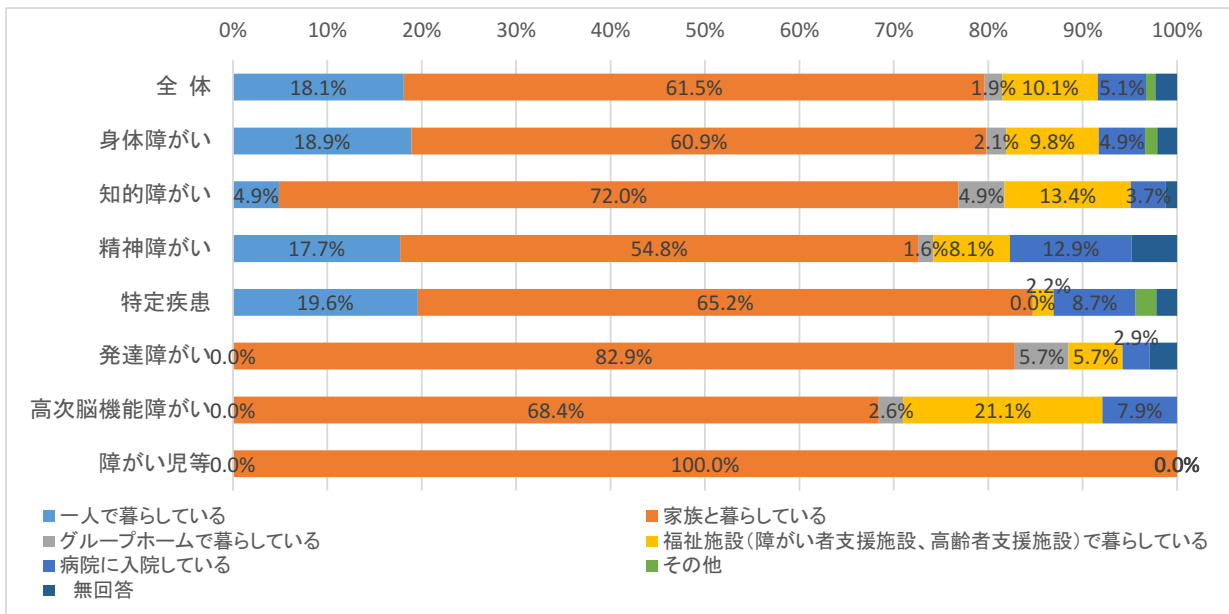
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が61.5%と最も高く、次いで、「一人で暮らしている」の18.1%、「福祉施設(障がい者支援施設, 高齢者支援施設)で暮らしている」の10.1%の順となっています。

障がい種別等では、高次脳機能障がいの「福祉施設(障がい者支援施設, 高齢者支援施設)で暮らしている」の割合が他の種別等と比較して高くなっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「グループホームで暮らしている」の割合が3.6ポイント低下しています。

■現在の暮らし

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	574	470	82	62	46	35	38	12
一人で暮らしている	104	18.1%	18.9%	4.9%	17.7%	19.6%	0.0%	0.0%
家族と暮らしている	353	61.5%	60.9%	72.0%	54.8%	65.2%	82.9%	68.4%
グループホームで暮らしている	11	1.9%	2.1%	4.9%	1.6%	0.0%	5.7%	2.6%
福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	58	10.1%	9.8%	13.4%	8.1%	2.2%	5.7%	21.1%
病院に入院している	29	5.1%	4.9%	3.7%	12.9%	8.7%	2.9%	7.9%
その他	6	1.0%	1.3%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%
無回答	13	2.3%	2.1%	1.2%	4.8%	2.2%	2.9%	0.0%



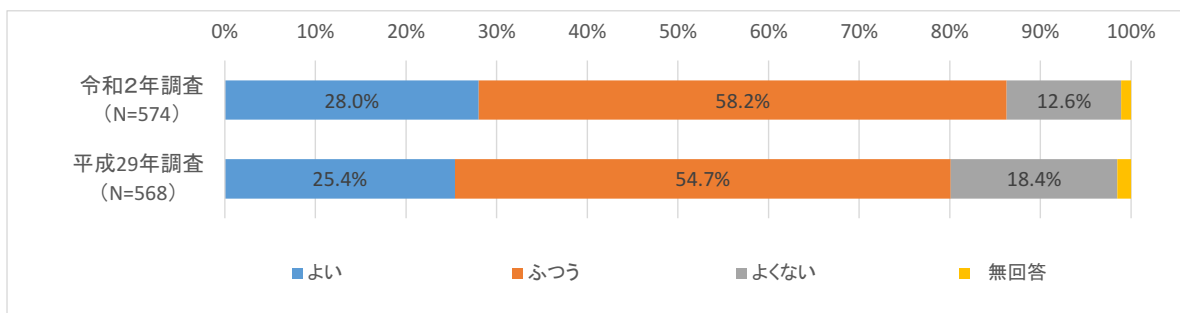
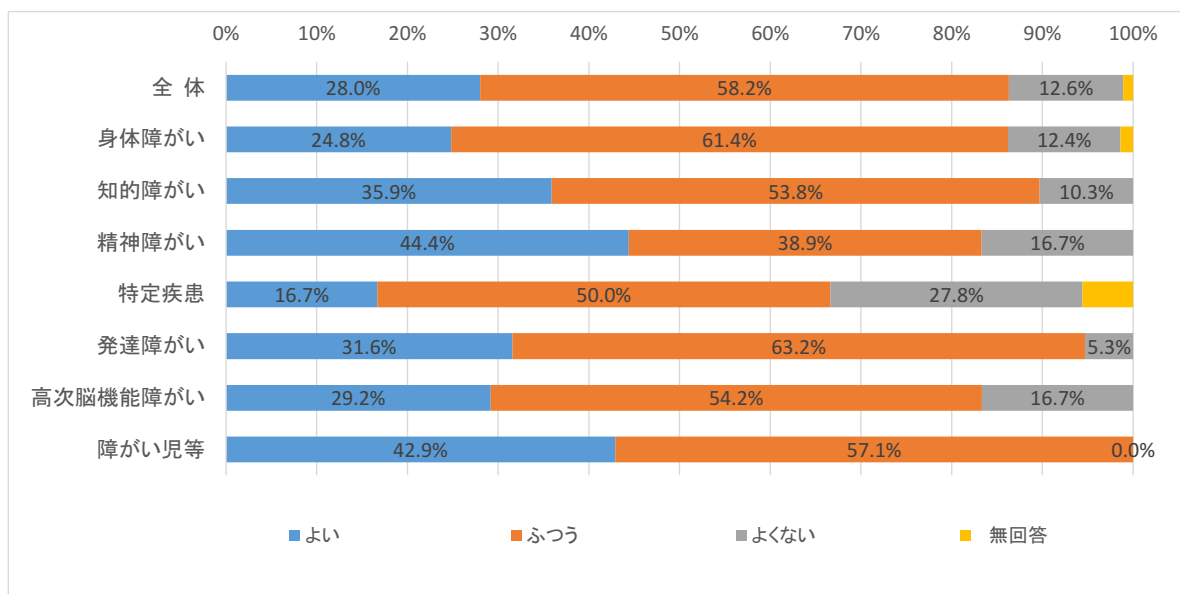
②介護者について

介護者の健康状態については、「よくない」の割合は、12.6%となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「よくない」の割合が 5.8 ポイント低下しています。

■介護者の健康状態

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	182	100.0%	145	39	18	18	19	24	7
よい	51	28.0%	24.8%	35.9%	44.4%	16.7%	31.6%	29.2%	42.9%
ふつう	106	58.2%	61.4%	53.8%	38.9%	50.0%	63.2%	54.2%	57.1%
よくない	23	12.6%	12.4%	10.3%	16.7%	27.8%	5.3%	16.7%	0.0%
無回答	2	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%



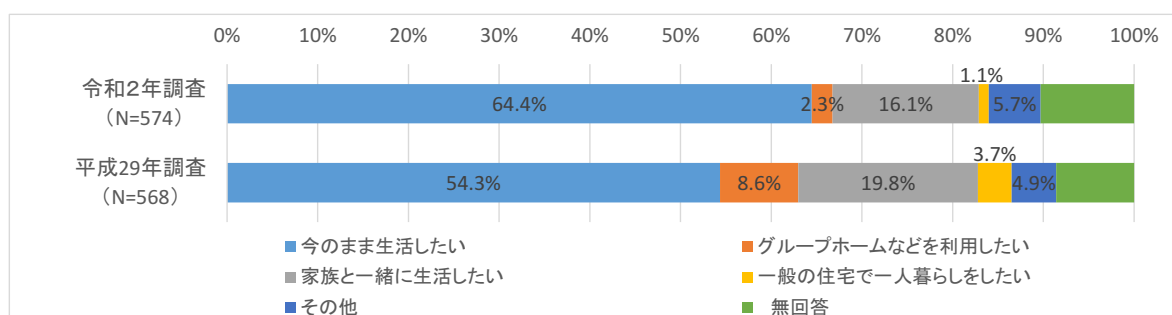
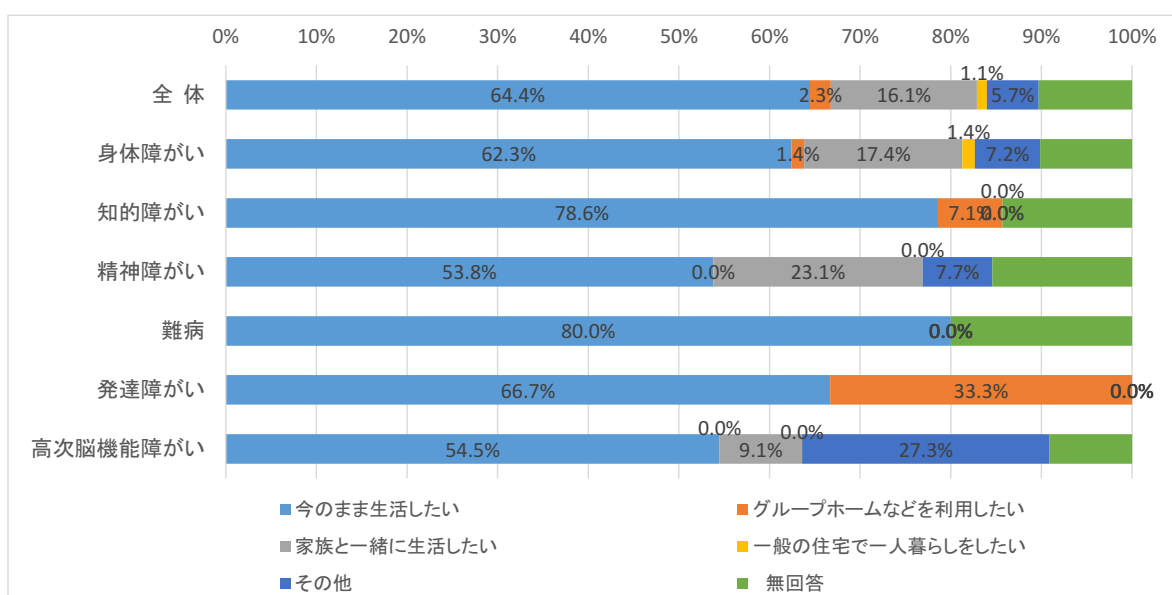
③施設入所者の今後の希望について

福祉施設等への入所者が今後希望する暮らしについては、「そのまま生活したい」が64.4%と半数以上を占めています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「そのまま生活したい」が10.1ポイント上昇しているのに対し、「グループホームなどを利用したい」、「家族と一緒に生活したい」、「一般の受託で一人暮らしをしたい」が低下しています。

■福祉施設等への入所者が今後希望する暮らし

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい
調査数	87	100.0%	69	14	13	5	3	11
そのまま生活したい	56	64.4%	62.3%	78.6%	53.8%	80.0%	66.7%	54.5%
グループホームなどを利用したい	2	2.3%	1.4%	7.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
家族と一緒に生活したい	14	16.1%	17.4%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%	9.1%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	5	5.7%	7.2%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	27.3%
無回答	9	10.3%	10.1%	14.3%	15.4%	20.0%	0.0%	9.1%



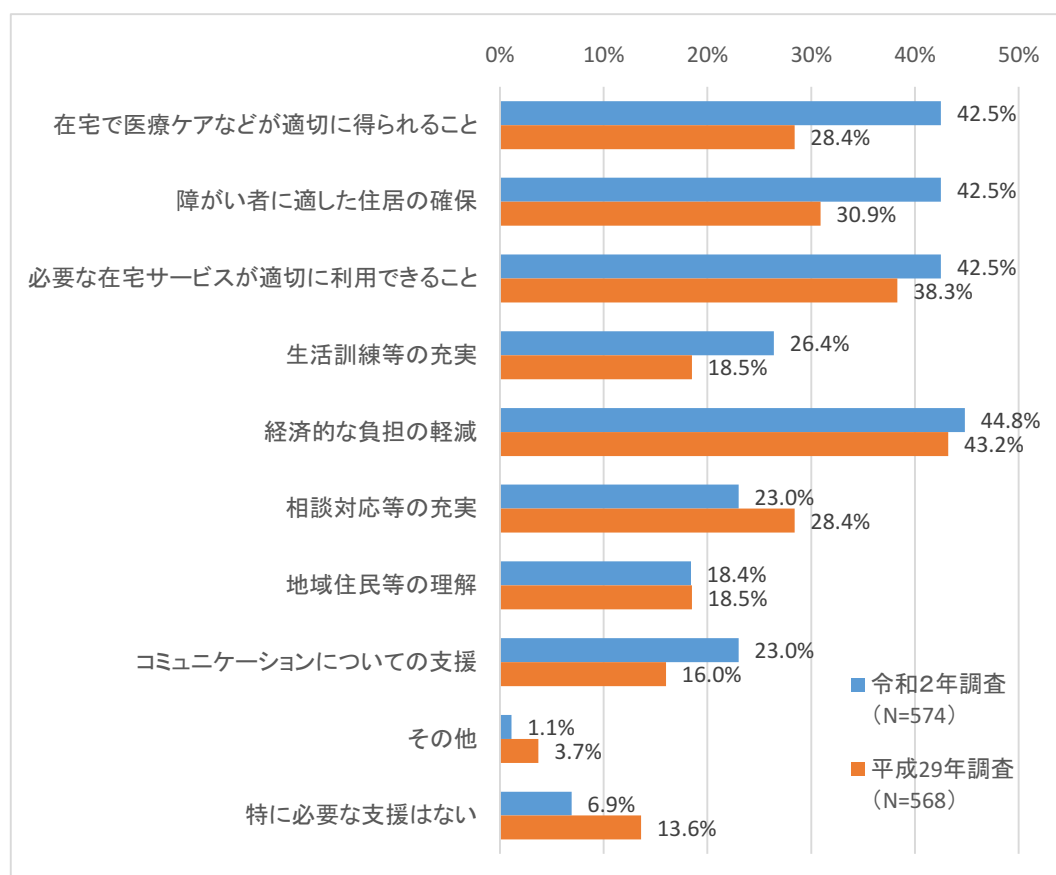
④地域で生活するために必要な支援について

福祉施設等への入所者が地域で生活するために求めている支援については、「経済的な負担の軽減」が 44.8%と最も高く、次いで、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 42.5%となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「コミュニケーションについての支援」について、回答割合が高くなっています。

■福祉施設等への入所者が地域で生活するために求めている支援

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい
	調査数	割合						
調査数	87	100.0%	69	14	13	5	3	11
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	37	42.5%	39.1%	35.7%	38.5%	80.0%	66.7%	36.4%
障がい者に適した住居の確保	37	42.5%	39.1%	50.0%	38.5%	40.0%	33.3%	36.4%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	37	42.5%	40.6%	35.7%	46.2%	40.0%	33.3%	27.3%
生活訓練等の充実	23	26.4%	23.2%	35.7%	23.1%	0.0%	33.3%	36.4%
経済的な負担の軽減	39	44.8%	42.0%	57.1%	69.2%	60.0%	33.3%	45.5%
相談対応等の充実	20	23.0%	17.4%	28.6%	38.5%	0.0%	33.3%	27.3%
地域住民等の理解	16	18.4%	11.6%	21.4%	38.5%	0.0%	33.3%	18.2%
コミュニケーションについての支援	20	23.0%	18.8%	28.6%	15.4%	20.0%	33.3%	27.3%
その他	1	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%
特に必要な支援はない	6	6.9%	5.8%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	9.1%
無回答	14	16.1%	15.9%	14.3%	7.7%	0.0%	33.3%	18.2%



(2) 外出の状況

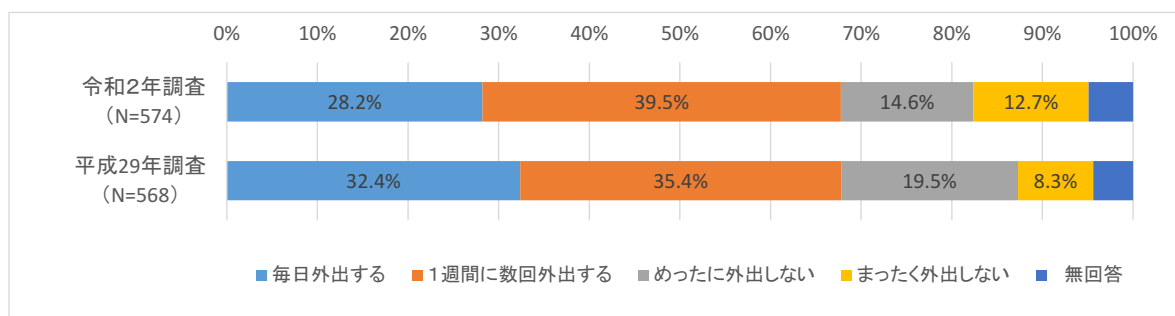
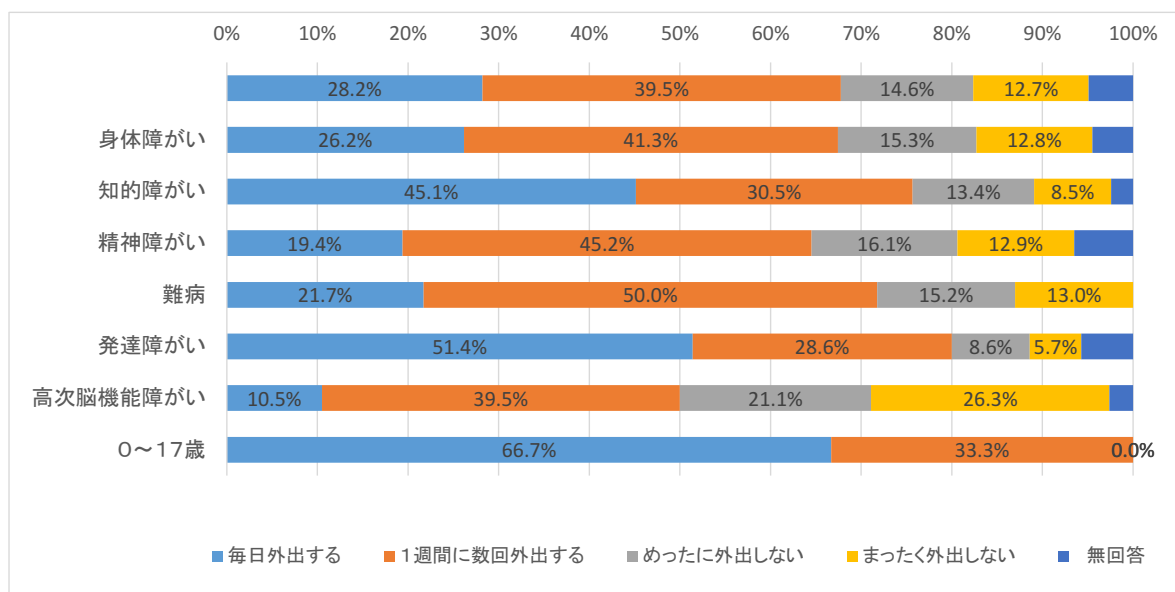
外出の頻度については、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」を合わせると、67.7%となっています。一方、「めったに外出しない」、「まったく外出しない」とした割合は27.3%となっています。

障がい種別等では、高次脳機能障がいの外出の頻度が他の種別等と比較して低くなっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「全く外出しない」の割合が4.4ポイント上昇しています。

■外出の頻度

	全体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	574	100.0%	470	82	62	46	35	38	12
毎日外出する	162	28.2%	26.2%	45.1%	19.4%	21.7%	51.4%	10.5%	66.7%
1週間に数回外出する	227	39.5%	41.3%	30.5%	45.2%	50.0%	28.6%	39.5%	33.3%
めったに外出しない	84	14.6%	15.3%	13.4%	16.1%	15.2%	8.6%	21.1%	0.0%
まったく外出しない	73	12.7%	12.8%	8.5%	12.9%	13.0%	5.7%	26.3%	0.0%
無回答	28	4.9%	4.5%	2.4%	6.5%	0.0%	5.7%	2.6%	0.0%



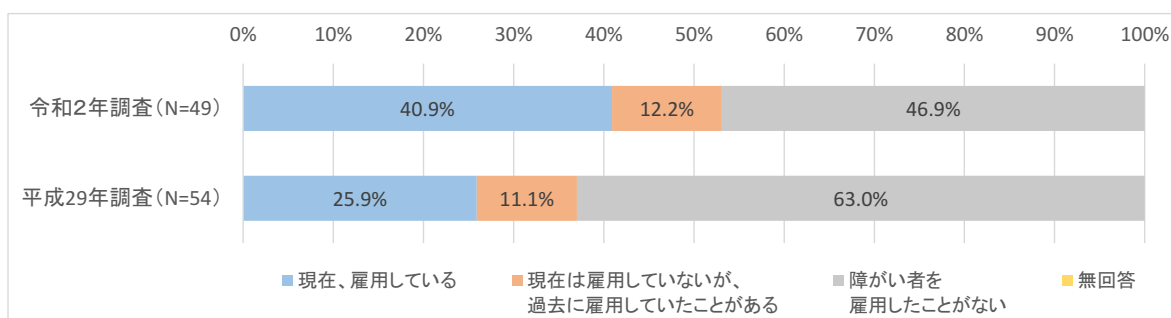
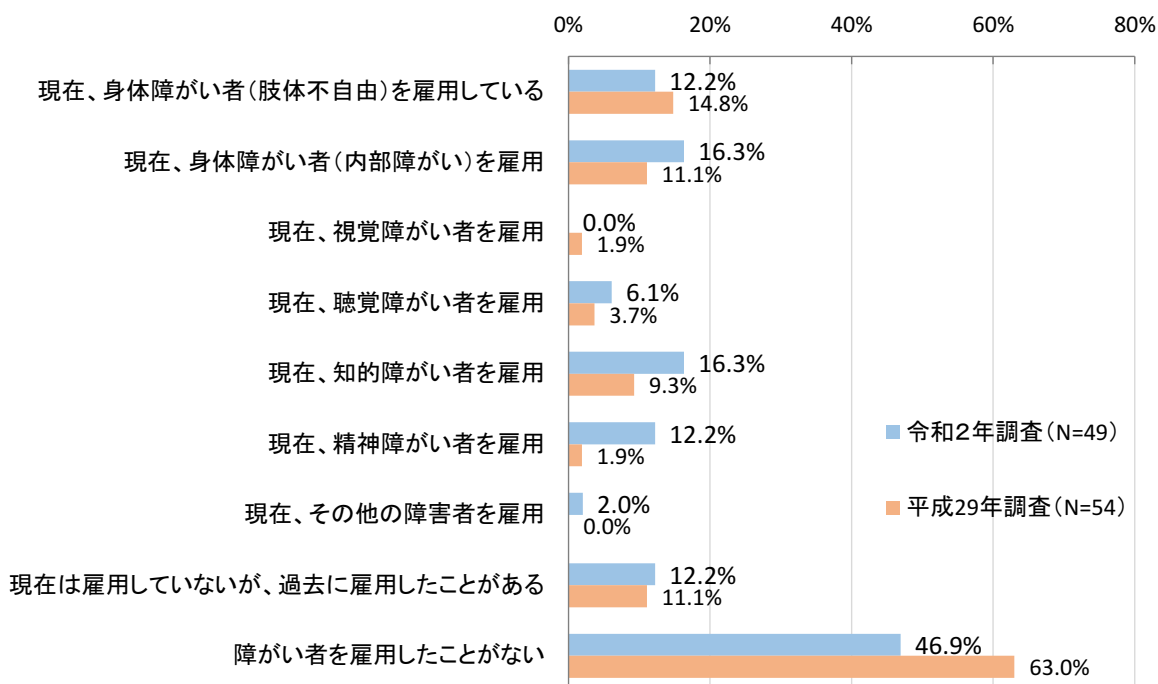
(3) 就労の状況

①障がい者雇用の状況

市内の企業・事業所の障がい者を雇用した実績の有無については、「現在、障がい者を雇用している」割合は40.9%となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「現在、雇用している」の割合が15.0ポイント上昇しています。

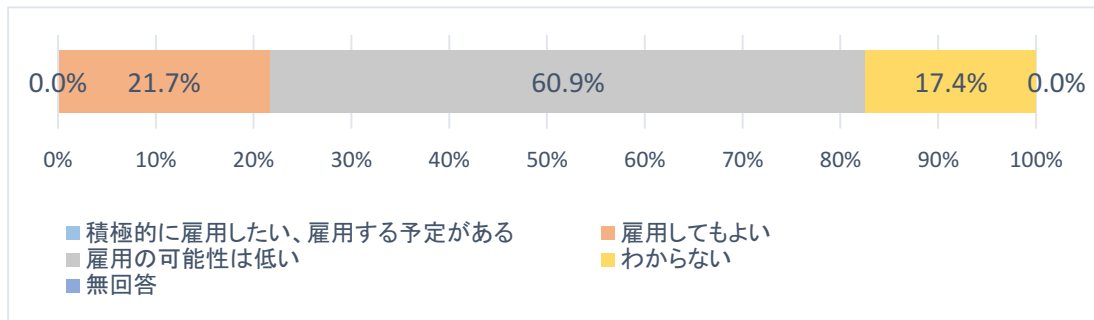
■障がい者の雇用状況



※回答を3項目に集計

障がい者を雇用した実績がない企業・事業所における障がい者雇用への興味の有無については、「雇用の可能性は低い」が6割以上を占め、「積極的に雇用したい、雇用する予定がある」との回答はなく、「雇用してもよい」も21.7%となっています。

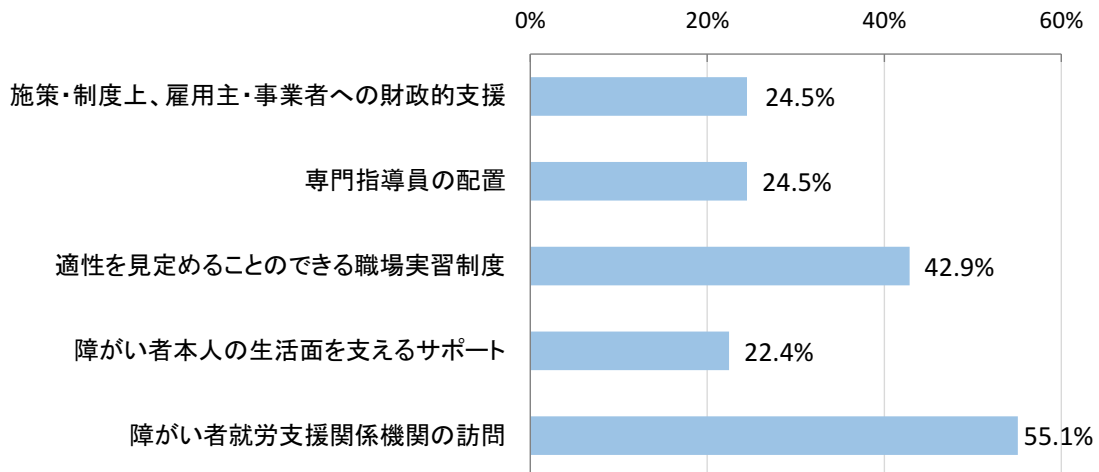
■障がい者を雇用した経験がない企業・事業所における障がい者雇用への興味の有無



②障がい者雇用のために必要な支援

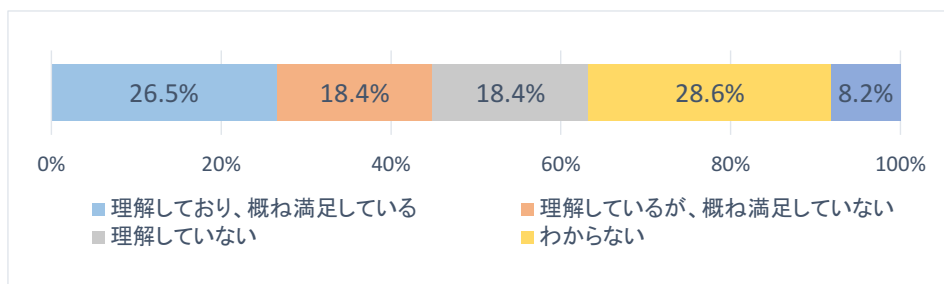
障がい者を雇用する上で必要な支援については、「障がい者就労支援関係機関の訪問」が55.1%と最も高く、次いで、「適性を見定めることのできる職場実習制度」が42.9%、「施策・制度上、雇用主・事業者への財政的支援」、「専門指導員の配置」の24.5%の順となっています。

■障がい者を雇用する上で必要な支援



障がい福祉の制度及びサービス等々の情報周知・助成事務等については、「理解しており、おおむね満足している」の割合が26.5%にとどまっています。

■障がい福祉の制度及びサービス等々の情報周知・助成事務等に関する理解度・満足度



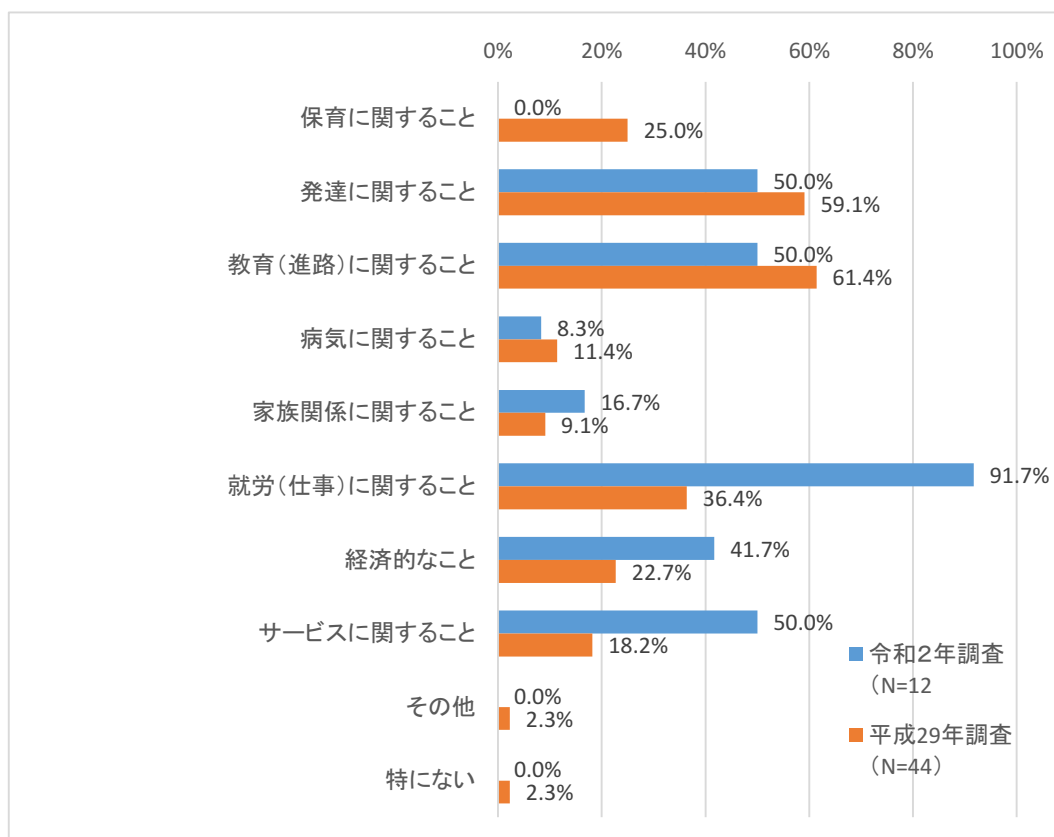
(4) 障がい児の状況

①保護者の抱える悩みごとや心配ごと

障がい児を抱える保護者の悩みごとや心配ごとについては、「就労(仕事)に関すること」が 91.7%と最も高く、次いで、「発達に関すること」、「教育(進路)に関すること」、「サービスに関すること」の 50.0%の順となっています。

◆障がい児を抱える保護者の悩みごとや心配ごと

	全 体		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	特定 疾患	発達 障がい	高次 脳機能 障がい	障がい 児等
調査数	12	100.0%	6	8	1	3	7	-	12
保育に関すること	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
発達に関すること	6	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	33.3%	42.9%	-	50.0%
教育(進路)に関すること	6	50.0%	33.3%	37.5%	100.0%	0.0%	42.9%	-	50.0%
病気に関すること	1	8.3%	16.7%	12.5%	0.0%	33.3%	14.3%	-	8.3%
家族関係に関すること	2	16.7%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	14.3%	-	16.7%
就労(仕事)に関すること	11	91.7%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	91.7%
経済的なこと	5	41.7%	33.3%	50.0%	100.0%	33.3%	57.1%	-	41.7%
サービスに関すること	6	50.0%	33.3%	50.0%	100.0%	66.7%	57.1%	-	50.0%
その他	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
特になし	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%

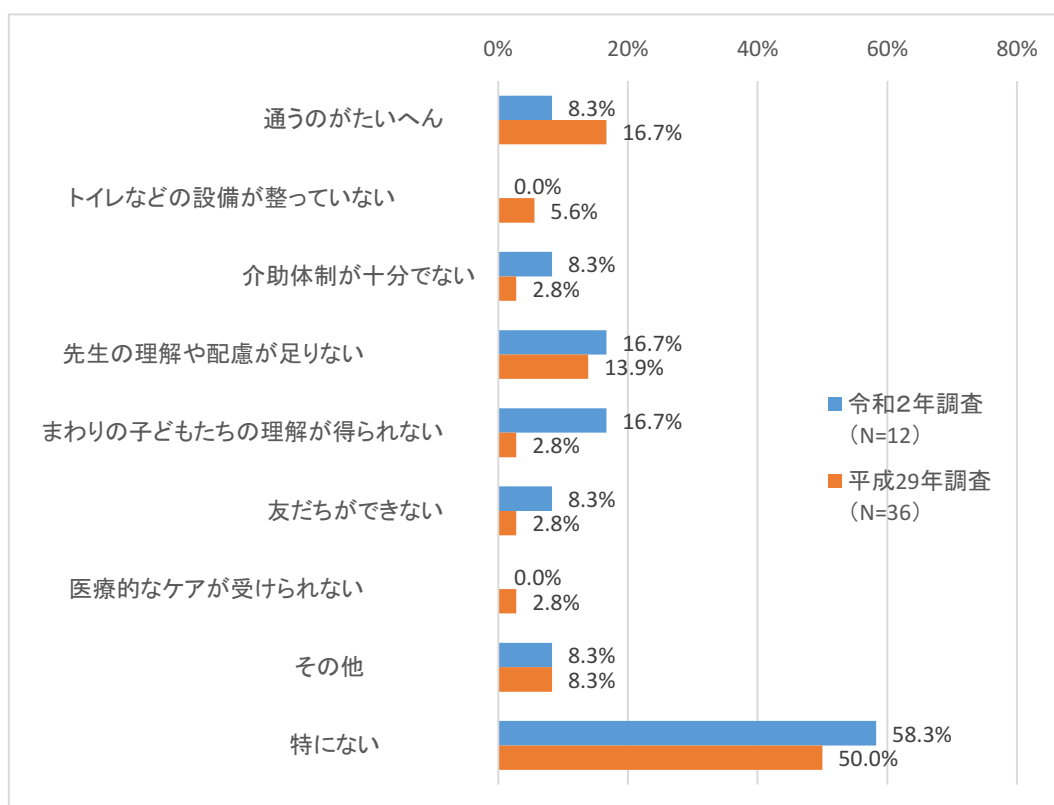


②保育・教育施設に通う上で困っていること

保育所(園)・幼稚園・学校等に通う上で困っていることについては、「特にない」が約6割を占めています。具体的に困っていることについては、「先生の理解や配慮が足りない」、「まわりの子どもたちの理解が得られない」が16.7%と最も高く、次いで、「通うのがたいへん」、「友だちができない」の8.3%の順となっています。

◆保育所(園)・幼稚園・学校等に通う上で困っていること

	全 体		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	特定 疾患	発達 障がい	高次 脳機能 障がい	障がい 児等
全 体	12	100.0%	6	8	1	3	7	-	12
通うのがたいへん	1	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	14.3%	-	8.3%
トイレなどの設備が整っていない	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
介助体制が十分でない	1	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	8.3%
先生の理解や配慮が足りない	2	16.7%	33.3%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	-	16.7%
まわりの子どもたちの理解が得られない	2	16.7%	33.3%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	-	16.7%
友だちができない	1	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	8.3%
医療的なケアが受けられない	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
その他	1	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	14.3%	-	8.3%
特にない	7	58.3%	50.0%	87.5%	0.0%	100.0%	71.4%	-	58.3%

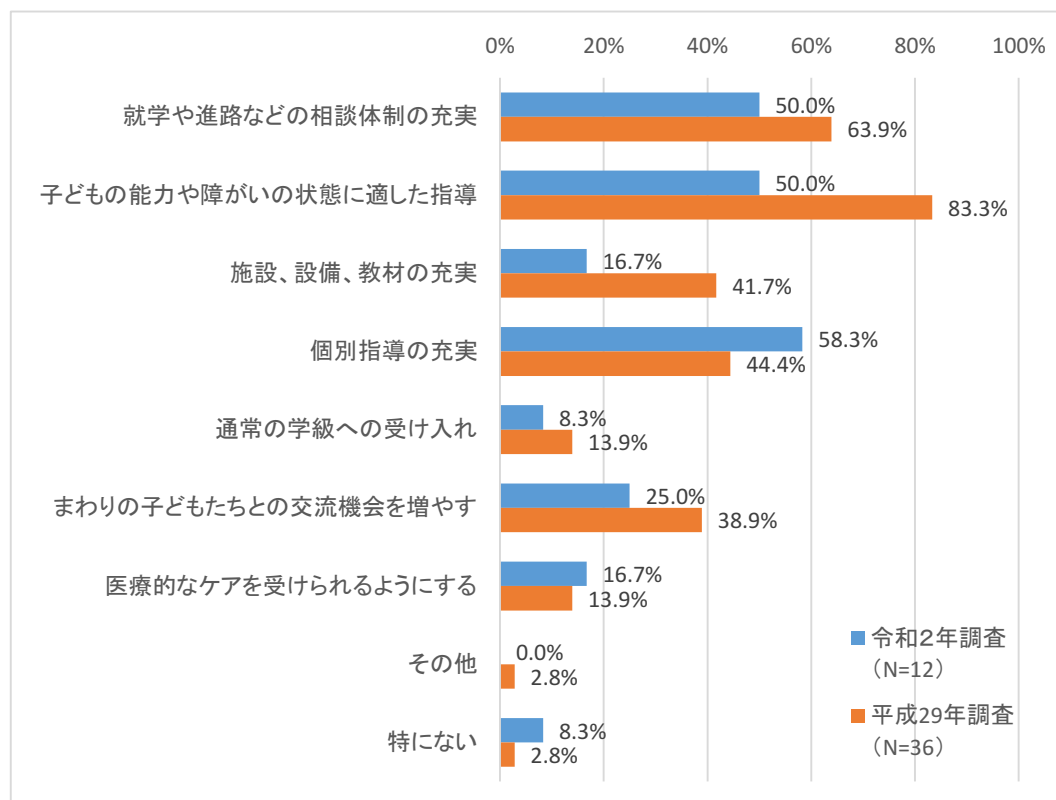


③保育・教育施設に望むこと

保育所(園)・幼稚園・学校に望むことについては、「個別指導の充実」が 58.3%と最も高く、次いで、「就学や進路などの相談体制の充実」、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」の 50.0%の順となっています。

■保育所(園)・幼稚園・学校に望むこと

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	12	100.0%	6	8	1	3	7	12
就学や進路などの相談体制の充実	6	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%	33.3%	42.9%	50.0%
子どもの能力や障がいの状態に適した指導	6	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	66.7%	42.9%	50.0%
施設、設備、教材の充実	2	16.7%	16.7%	12.5%	100.0%	33.3%	28.6%	16.7%
個別指導の充実	7	58.3%	50.0%	62.5%	100.0%	66.7%	71.4%	58.3%
通常の学級への受け入れ	1	8.3%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	8.3%
まわりの子どもたちとの交流機会を増やす	3	25.0%	33.3%	25.0%	0.0%	33.3%	28.6%	25.0%
医療的なケアを受けられるようにする	2	16.7%	16.7%	12.5%	100.0%	33.3%	28.6%	16.7%
その他	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特になし	1	8.3%	16.7%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	8.3%



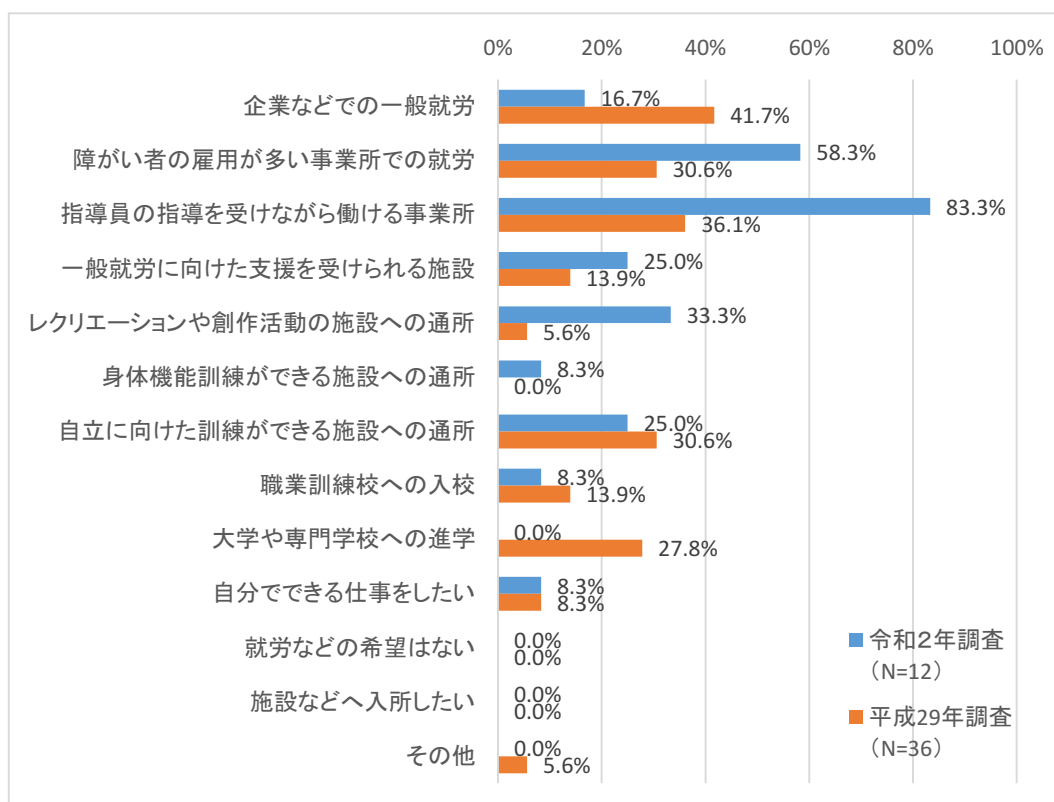
④障がい児の進路希望

保護者が希望する障がい児の進路については、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」が 83.3%と最も高く、次いで、「障がい者の雇用が多い事業所での就労」が 58.3%、「レクリエーションや創作活動の施設への通所」が 33.3%の順となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」や「障がい者の雇用が多い事業所での就労」の割合が上昇している一方、「企業などでの一般就労」の割合が 25.0ポイント低下しています。

■保護者が希望する障がい児の進路

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	12	6	8	1	3	7	-	12
企業などでの一般就労	2 16.7%	16.7%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	-	16.7%
障がい者の雇用が多い事業所での就労	7 58.3%	33.3%	62.5%	100.0%	33.3%	57.1%	-	58.3%
指導員の指導を受けながら働ける事業所	10 83.3%	66.7%	87.5%	100.0%	100.0%	85.7%	-	83.3%
一般就労に向けた支援を受けられる施設	3 25.0%	16.7%	25.0%	0.0%	33.3%	28.6%	-	25.0%
レクリエーションや創作活動の施設への通所	4 33.3%	50.0%	37.5%	0.0%	33.3%	28.6%	-	33.3%
身体機能訓練ができる施設への通所	1 8.3%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	-	8.3%
自立に向けた訓練ができる施設への通所	3 25.0%	16.7%	37.5%	0.0%	0.0%	28.6%	-	25.0%
職業訓練校への入校	1 8.3%	0.0%	12.5%	0.0%	33.3%	14.3%	-	8.3%
大学や専門学校への進学	- 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
自分でできる仕事をしたい	1 8.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	14.3%	-	8.3%
就労などの希望はない	- 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
施設などへ入所したい	- 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
その他	- 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%



(5) 差別の状況

① 差別の有無について

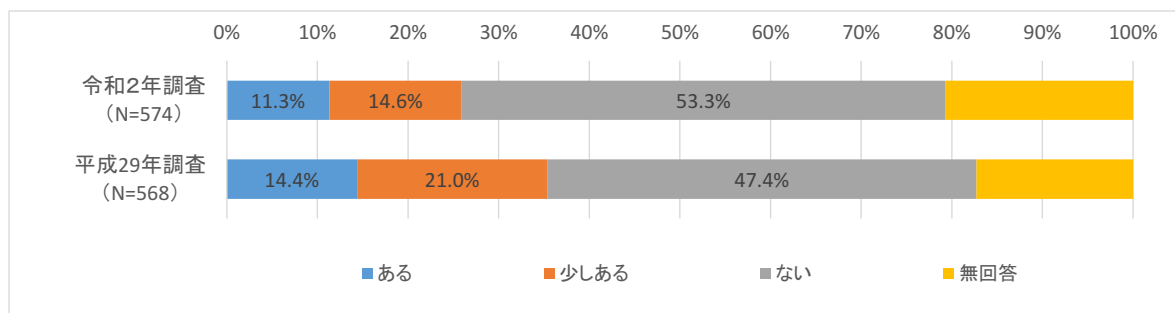
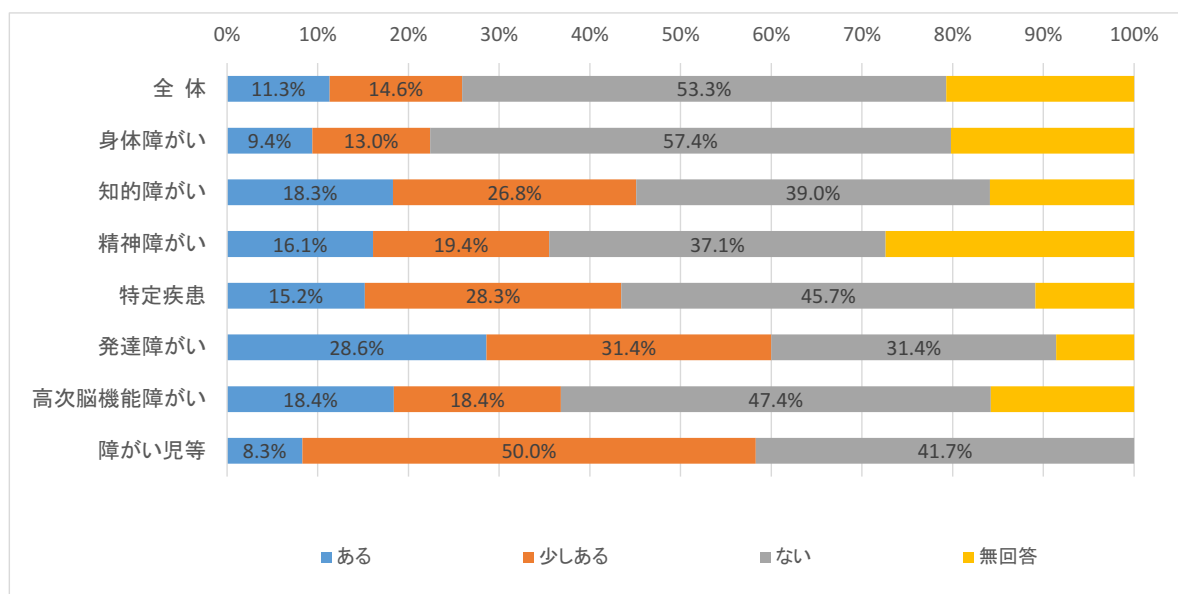
差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」「少しある」を合わせて25.9%となっています。一方、「ない」とした割合は53.3%となっています。

障がい種別等では、発達障がいの「ない」の割合が他の種別等と比較して若干低くなっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「ない」の割合が5.9ポイント上昇しています。

■差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	574	100.0%	470	82	62	46	35	38	12
ある	65	11.3%	9.4%	18.3%	16.1%	15.2%	28.6%	18.4%	8.3%
少しある	84	14.6%	13.0%	26.8%	19.4%	28.3%	31.4%	18.4%	50.0%
ない	306	53.3%	57.4%	39.0%	37.1%	45.7%	31.4%	47.4%	41.7%
無回答	119	20.7%	20.2%	15.9%	27.4%	10.9%	8.6%	15.8%	0.0%



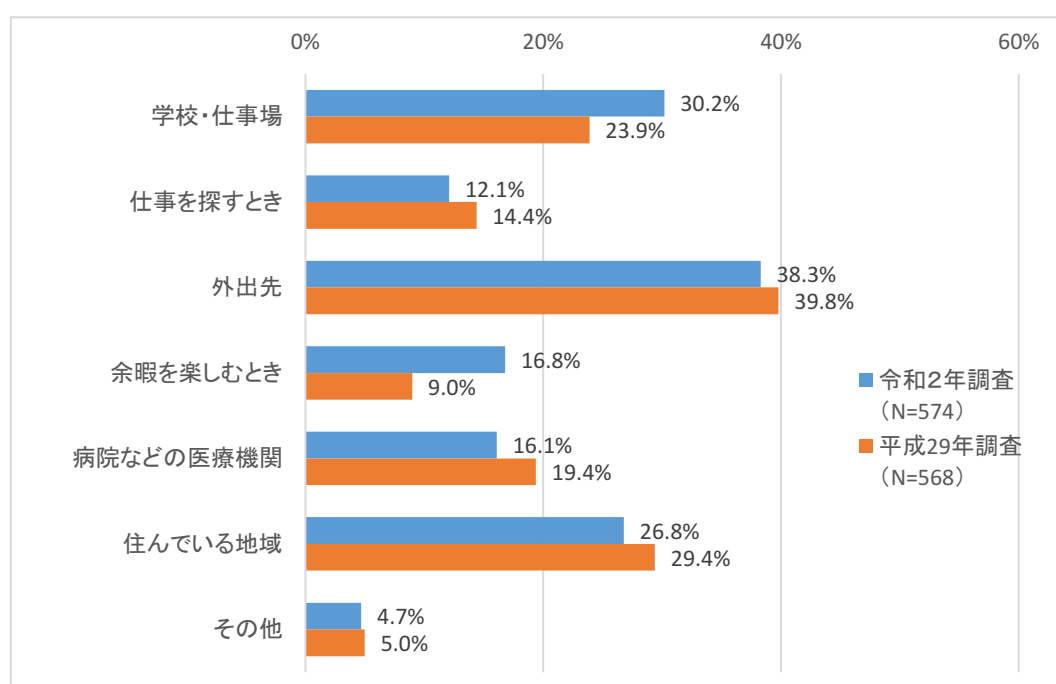
②差別を受けた状況について

差別を受けた状況については、「外出先」が38.3%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」の30.2%、「住んでいる地域」の26.8%の順となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「学校・仕事場」、「余暇を楽しむとき」の割合が上昇しています。

■差別を受けた状況

	全 体		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	特定 疾患	発達 障がい	高次 脳機能 障がい	障がい 児等
調査数	149	100.0%	105	37	22	20	21	14	7
学校・仕事場	45	30.2%	20.0%	48.6%	40.9%	30.0%	52.4%	0.0%	57.1%
仕事を探すとき	18	12.1%	11.4%	8.1%	22.7%	5.0%	14.3%	14.3%	0.0%
外出先	57	38.3%	40.0%	45.9%	13.6%	45.0%	38.1%	42.9%	71.4%
余暇を楽しむとき	25	16.8%	15.2%	16.2%	18.2%	25.0%	9.5%	28.6%	28.6%
病院などの医療機関	24	16.1%	10.5%	16.2%	27.3%	15.0%	14.3%	7.1%	14.3%
住んでいる地域	40	26.8%	25.7%	27.0%	36.4%	25.0%	33.3%	14.3%	28.6%
その他	7	4.7%	4.8%	2.7%	9.1%	0.0%	9.5%	7.1%	0.0%

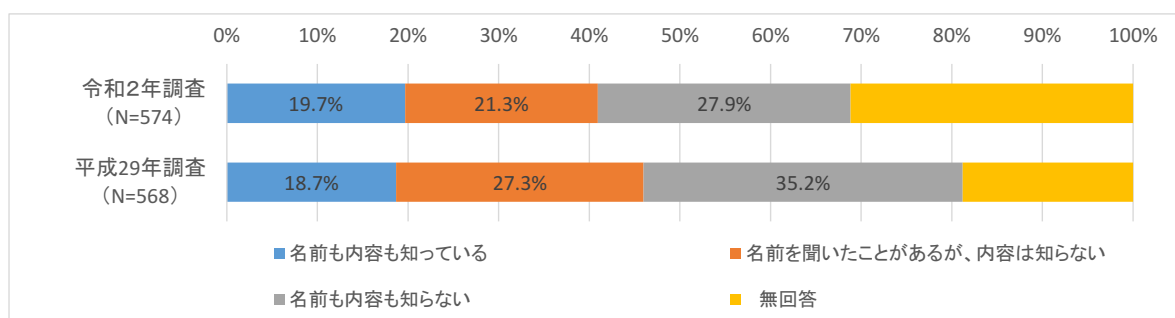
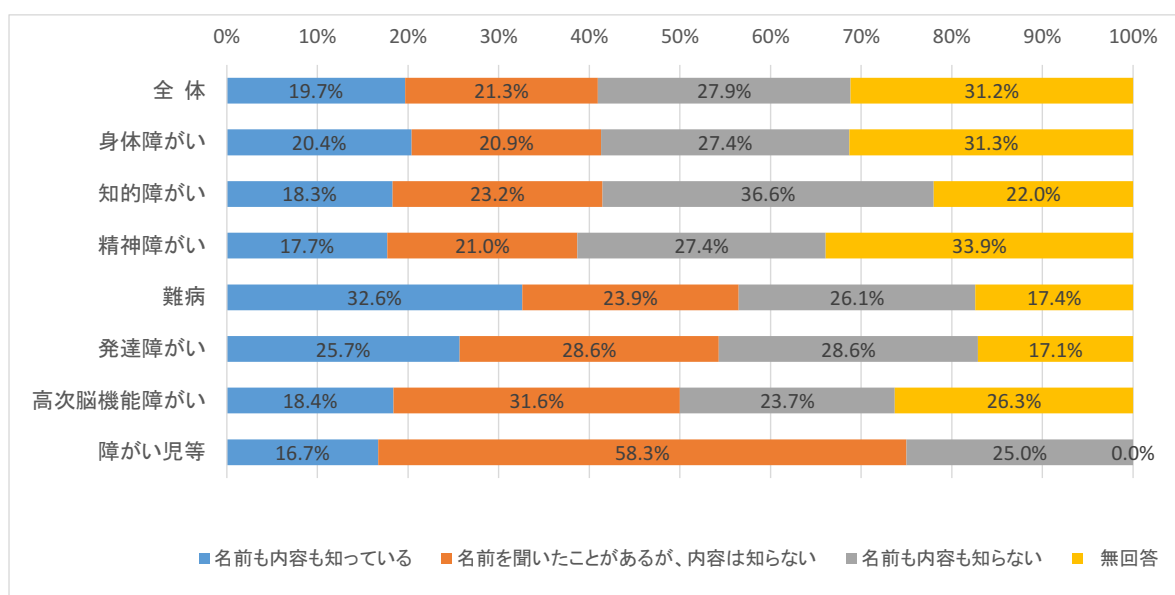


(6) 成年後見制度について

成年後見制度の認知について、「名前も内容も知っている」とした割合は19.7%にとどまっています。

■成年後見制度の認知

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	574	100.0%	470	82	62	46	35	38	12
名前も内容も知っている	113	19.7%	20.4%	18.3%	17.7%	32.6%	25.7%	18.4%	16.7%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	122	21.3%	20.9%	23.2%	21.0%	23.9%	28.6%	31.6%	58.3%
名前も内容も知らない	160	27.9%	27.4%	36.6%	27.4%	26.1%	28.6%	23.7%	25.0%
無回答	179	31.2%	31.3%	22.0%	33.9%	17.4%	17.1%	26.3%	0.0%



(7) 災害時の避難等について

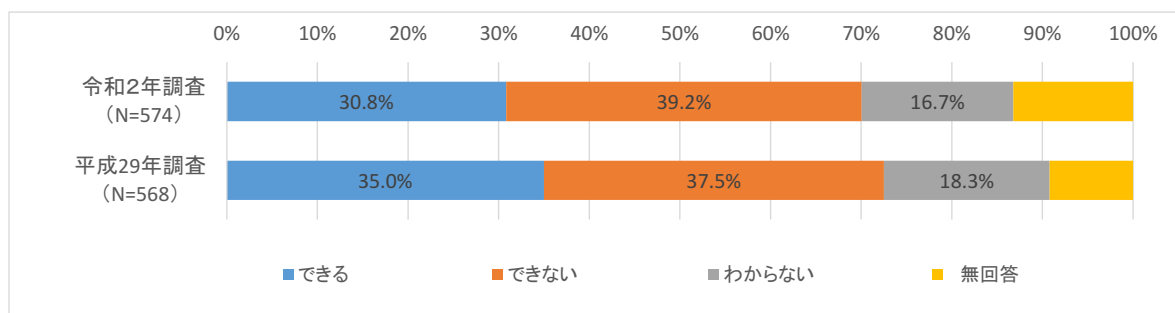
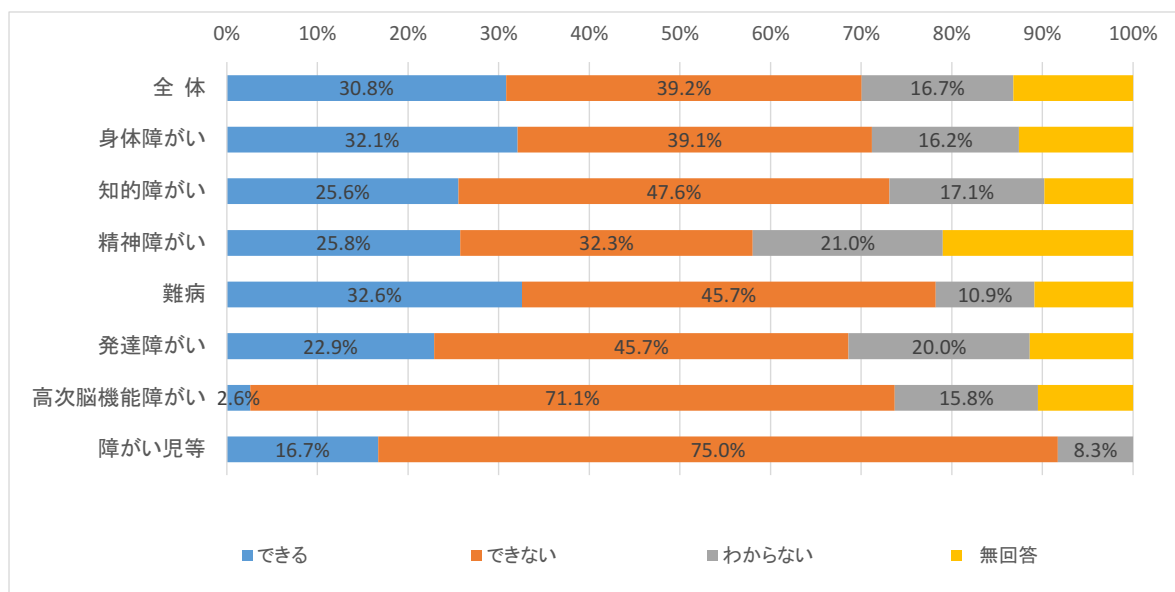
①避難の可否について

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」とした割合は30.8%にとどまっています。

障がい種別等では、高次脳機能障がい及び障がい児等において、「できる」とした回答は低くなっています。

■災害時における自力での避難の可否

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等	
全 体	574	100.0%	470	82	62	46	35	12	
できる	177	30.8%	32.1%	25.6%	25.8%	32.6%	22.9%	2.6%	16.7%
できない	225	39.2%	39.1%	47.6%	32.3%	45.7%	45.7%	71.1%	75.0%
わからない	96	16.7%	16.2%	17.1%	21.0%	10.9%	20.0%	15.8%	8.3%
無回答	76	13.2%	12.6%	9.8%	21.0%	10.9%	11.4%	10.5%	0.0%



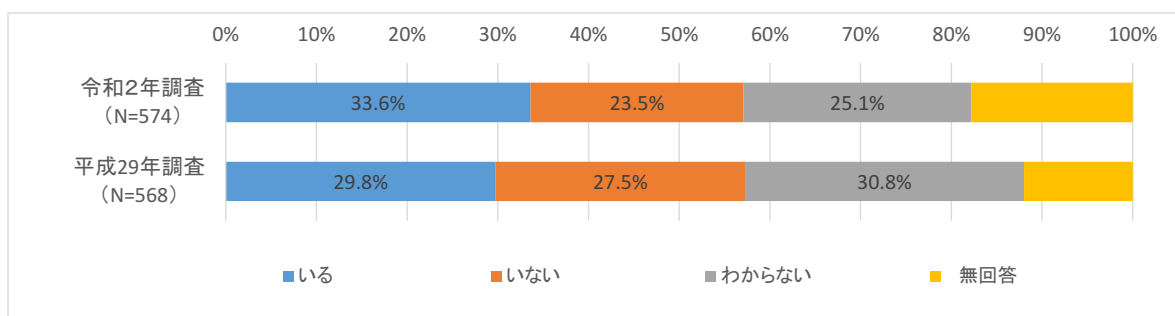
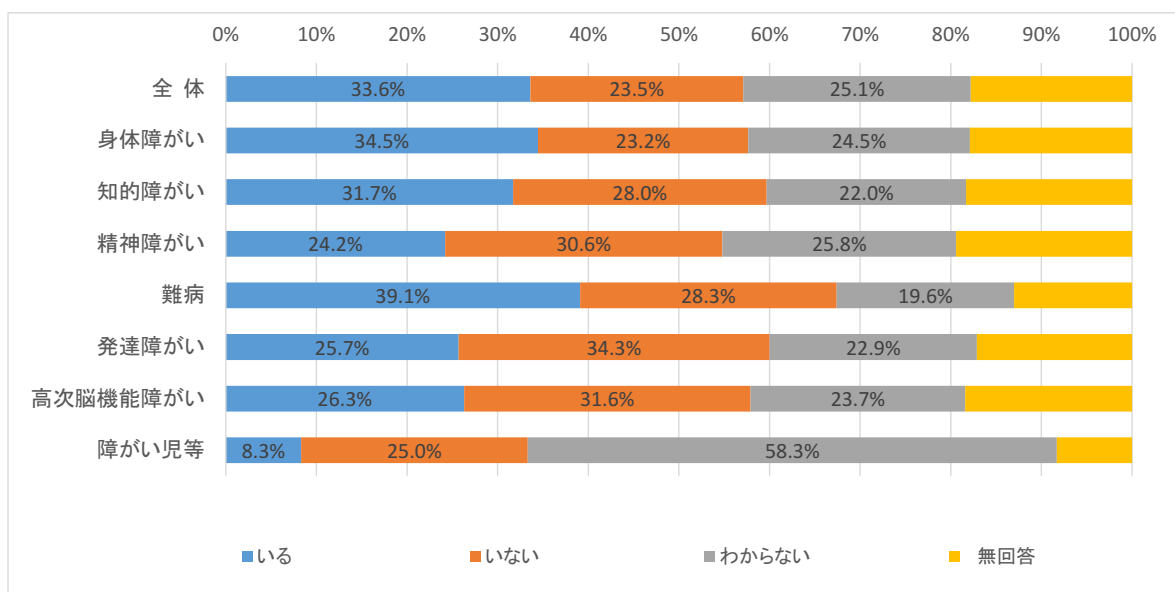
②緊急時の支援者について

家族が不在の場合や一人暮らしの場合における近所に助けてくれる人の有無については、「いる」は33.6%となっています。

前回調査(平成29年度)との比較では、「いる」の割合が3.8ポイント上昇しています。

■緊急時における家族が不在の場合や一人暮らしの場合における近所に助けてくれる人の有無

	全 体		身体障がい	知的障がい	精神障がい	特定疾患	発達障がい	高次脳機能障がい	障がい児等
調査数	574	100.0%	470	82	62	46	35	38	12
いる	193	33.6%	34.5%	31.7%	24.2%	39.1%	25.7%	26.3%	8.3%
いない	135	23.5%	23.2%	28.0%	30.6%	28.3%	34.3%	31.6%	25.0%
わからない	144	25.1%	24.5%	22.0%	25.8%	19.6%	22.9%	23.7%	58.3%
無回答	102	17.8%	17.9%	18.3%	19.4%	13.0%	17.1%	18.4%	8.3%



第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

本市の最上位計画である、令和2年3月に策定された阿久根市まちづくりビジョンにおいては、基本理念として『「まちづくり」は「ひとづくり」から～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～』を掲げています。

障がい者施策においては、健康・福祉・安心・安全分野の基本目標として「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」を掲げるとともに、障がい者福祉においては、「自立」と「共に生き支え合うまちづくり」に向け、健康で安心して暮らせる地域社会を目指して取組を推進していくことを定めています。

平成30年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正においては、障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みの推進が図られたところです。

こうした状況を踏まえ、本市においては、前回の計画を継承し、お互いが支え合い、いきいきと暮らせるよう、引き続き施策の推進に努めることとし、本市における障がい者施策の基本理念を、これまでの計画の理念を引き継ぎ、次のとおり決めました。

基本理念
『障がい者の自立と、共に生き支えあうまちづくり』



2 基本方針

(1) 主体性、自立性の確立

障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ社会の一員として、積極的に社会参画を図っていくことが重要です。それぞれの障がいの程度やニーズに応じた支援を行い、障がい者が社会の一員として、家庭、職場、学校、施設等あらゆる場において、それぞれの能力を発揮できるようになる環境づくりを推進します。

(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進

障がい福祉に関する施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境等、広範囲にわたっています。その実施に際しては、各専門機関が連携し、障がい者一人一人のライフステージに応じて、切れ目なく提供していく必要があります。それぞれのライフステージに応じた支援を充実させるだけでなく、関係機関が連携し、一貫した支援施策の展開を図ることにより、障がい者一人一人に合わせた支援が行える体制の強化を図ります。

(3) 新しい福祉のまちづくり「地域共生社会」

障がいのある人がその能力を生かして、地域でその人らしく自立した生活を営むためには、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人たちが互いに交流し、支え合いながら生きていく「共生社会」の実現が必要です。必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い助け合うことのできる関係をつくっていきます。

(4) 全ての人に優しいまちづくり

障がい者だけでなく全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりをデザインするユニバーサルデザインの考え方を基に、バリアフリー環境の整備を進め、全ての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを推進します。

(5) 市民総参加によるノーマライゼーション社会の実現

ノーマライゼーション社会を実現させるためには、市民、関係団体、行政等の地域における全ての主体が、障がいや障がい者に対する理解を深め、全員参加による取組が必要となります。障がいに関する啓発・広報活動の推進や福祉教育の充実等により、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う体制づくりを行うことで、障がい者を取り巻く課題を共に解決するため主体的に行動していける「地域共生社会」を目指したまちづくりを推進します。

(6) 在宅生活・地域生活の重視

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動等の暮らしを支え、

生活の質を高める日中活動の場の確保、住宅改造に対する支援やグループホームの整備等、生活の場の確保に努めます。また、施設入所者や精神科病院入院者で退所・退院を希望する人の地域生活への移行を支援します。

(7) 障がいの重度化・重複化への対応及び障がい者の高齢化への対応

近年、障がいの重度化や重複化により、常時介護や援護を必要としている障がい者が増加する傾向にあります。また、人口構造の高齢化により、障がい者の高齢化が進むとともに、障がいが発生する高齢者も多くなっています。これらの状況を踏まえ、重度・重複障がい者のニーズに配慮した施策の推進を図るとともに、高齢の障がい者については、介護保険制度等の高齢者施策とも連携を図りながら、生活の質の向上に努めます。

(8) 障がい者の活躍の場の確保

障がい者の生きがいづくりや自立支援の観点から、就労や文化活動等の日中活動の場について、障がいの程度や障がい者のニーズに応じて活動できるよう、障がい者に対する支援を充実させるとともに、障がい者が活動できる環境づくりに努めます。

(9) 障がい福祉人材の確保

障がい福祉サービスや相談支援事業を安定的に提供するためには、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成・定着が極めて重要です。また、質の高い福祉サービスの提供のため、ニーズに的確な対応ができる質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題です。今後も引き続き、これらを担う人材の安定的な確保及び研修等による育成・定着に努めます。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策項目
『障がい者の自立と、共に生き支えあうまちづくり』	1 啓発・広報の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流活動の促進 (3) 福祉教育の充実と文化活動の促進
	2 相談・情報支援の充実	(1) 身近な相談支援の充実 (2) コミュニケーションの支援
	3 差別解消及び権利擁護施策の推進	(1) 障がいを理由とする差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止への支援
	4 安心した生活のためのサービス支援	(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実 (2) 地域福祉の支援 (3) 資質の高い専門職種の養成・確保
	5 保健・医療の体制の充実	(1) 保健・医療サービスの体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防, 早期発見・早期治療 (3) 精神保健福祉施策の充実
	6 充実した療育・教育の推進	(1) 療育・就学前教育の充実 (2) 学校教育・特別支援教育体制の充実 (3) 放課後活動・生涯学習の充実
	7 雇用・就業機会の確保	(1) 総合的な就労の支援 (2) 多様な就業機会の確保 (3) 就労定着の支援
	8 生活基盤の整備充実	(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 住宅のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関, 歩行空間等のバリアフリー化の推進 (4) 防災・防犯対策の推進

第4章 障がい者計画

1 啓発・広報の推進

「障がい者の自立と、共に支えあうまちづくり」を実現するためには、行政が各種施策を実施していただくだけではなく、地域を構成する全ての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

本市では、パンフレットやポスター・チラシなどを活用した啓発・広報活動、各団体が開催しているふれあい福祉大会、手をつなぐふれあい育成まつり等における交流活動等にそれぞれ取り組んできましたが、アンケート調査結果では、差別や偏見を感じている障がい者が前回調査より改善しましたが、いまだに一定割合存在していることが示されています。

そのため、今後さらに、障がいや障がい者に対する理解を浸透させるための取組を進めていくことが必要です。

今後もあらゆる機会を通して、市民に対する啓発・広報を推進し、市民の障がいや障がい者に対する理解と認識の浸透に努めます。

また、障がい者の生きがいづくり・社会参加を促進するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動の促進を図ります。

(1) 啓発・広報活動の推進

- ◆ 啓発広報に当たっては、障がい者福祉に関する特集を掲載する等、市報等の活用、また、ホームページのより一層の活用を図ります。
- ◆ イベントや催し事でのチラシ類の配布のほか、企業への啓発・広報活動に努めます。
- ◆ 知的障がい福祉月間、身体障がい者福祉週間、精神保健福祉普及運動、障がい者の日等において啓発・広報活動や講演会等を開催するとともに、人権に関する啓発と連携した取り組みを進めるなど、一層の理解に努めます。
- ◆ 各種福祉制度を紹介した「障がい福祉のしおり」の内容を更新し、窓口をはじめ市民の利用する施設等に備え、一層の周知を図ります。
- ◆ 障がいのある人々に対する正しい認識を深めるために、障がい者団体や家族会等の関係機関と連携し、啓発・広報活動を推進します。

(2) 交流活動の促進

① 交流教育等の充実

- ◆ 障がい者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習等による交流を通して、障がい者に対する理解と認識を深めるための機会の創出を図ります。
- ◆ 障がいのある児童の社会性を育て、周囲の理解と認識を深めるために交流学習や地域住民等との交流会の開催、作品展の充実等に努めます。また、手をつなぐ育成会等の交流教育に努めます。
- ◆ 障がいのある児童(者)の学校教育終了後における学習や、校外活動等を支援する

ために、各種福祉施設等との連携を進めます。

- ◆ 公民館講座等を通じて、地域住民との交流や、体験活動を行うことで、障がいや障がいのある人への理解を深める活動の一層の充実を図ります。

② 当事者団体・支援団体との連携

- ◆ 関連部署と当事者団体や支援団体等との連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。
- ◆ 各種障がい者団体の組織運営やイベントの実施、施設についての積極的な支援を行い、障がい者団体の活性化を図ります。

(3) 福祉教育の充実と文化活動の促進

① 福祉教育の充実

- ◆ 小中学校の総合的な学習の時間等において、インクルージョンの理念を基本とした障がい者に対する理解や「共生」についての学習を行い、福祉教育を推進します。
- ◆ 生涯教育を推進し、障がい者自身が気軽に参加できるような講座の充実を図ります。

② スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ◆ スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。
- ◆ スポーツ活動への障がいのある人の参加を支援するためのボランティアや指導者の育成に努めます。
- ◆ レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

③ 文化活動の促進

- ◆ 生涯学習の観点から、障がいのある人が利用しやすい各種講座や教室の充実を図ります。
- ◆ 障がいのある人が一般に開催される文化芸術事業へ参加しやすくするため、情報提供や外出支援を行います。
- ◆ 障がいのある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。
- ◆ 文化・レクリエーション関連施設については、障がい者の利用に配慮した施設の整備・改修に努めます。

2 相談・情報支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で生活を送るためには、サービスの提供体制を整備することはもちろん、必要なサービスを的確に利用できるよう、相談や情報支援体制の整備が求められています。

障がい者の生活課題等の早期解決につなげるため、関係機関等との連携等も含めた相談支援体制の整備を推進します。また、必要な情報の入手や意思疎通の円滑化を支援するため、手話奉仕員の養成を行うための講座の開催等に取り組んできましたが、今後も障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

本市では、今後も障がい者の差別解消や権利擁護施策の推進のため、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の利用促進や虐待防止の支援に努めます。

(1) 身近な相談支援の充実

① 相談支援体制の充実

- ◆ 障がい者の日常生活上の相談への対応等を行う「障がい者相談支援事業」については、市民にとって身近で利用しやすい相談の場となるよう、実施する相談機関の一層の広報・周知に取り組めます。
- ◆ 障がい者の意思を尊重した地域生活を支援し、関係機関との連絡調整や必要な情報の提供及び助言等の相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。
- ◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場において、関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、精神障がい者への地域移行に向けた支援や、地域で安心した暮らしを実現するための支援のあり方を検討します。
- ◆ 「地域自立支援協議会」において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の各分野が協働し、生活支援ネットワークを充実させます。
- ◆ 基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人からの相談を受け付け、総合的な支援に対応できる体制の整備を行います。
- ◆ 市の広報等を通じ、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員等の周知を図り、障がいのある人の相談に対応できる体制づくりを進めます。

② 多様な相談窓口の充実

- ◆ 療育・教育・子育て・就労・介護等、多様な分野の相談窓口のネットワークづくりに取り組めます。
- ◆ 行政窓口等の職員に対して、障がい者への配慮やコミュニケーションの理解のための研修を行い、相談窓口機能の充実を図ります。

(2) コミュニケーションの支援

① コミュニケーション支援体制の充実

- ◆ 障がい者が生活に必要な情報の入手や、自由に意思疎通ができるよう、障がいの

特性等に配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

- ◆ 令和 2 年 3 月に公布された、「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」(かごしま県民手話言語条例)の趣旨に基づき、言語としての手話の普及に努めるとともに、各種講演会等において手話奉仕員による通訳機会の確保を図ります。
- ◆ 社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体等と協力し、コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音声訳奉仕員、点字奉仕員、盲ろう通訳介助者等の養成・確保に努めるとともに、これらの派遣体制の整備を図ります。

② 障がいの特性に応じた情報提供の充実

- ◆ 啓発広報に当たっては、障がい者福祉に関する特集を掲載するなど、市報等のより一層の活用を図ります。
- ◆ 点字広報誌や音声訳の設置による視覚障がい者への情報提供に取り組みます。
- ◆ 障がいの特性に応じた様々な情報媒体の活用による情報提供に努めます。



3 差別解消及び権利擁護施策の推進

障がいを経由として、各種サービスの利用や権利の行使において差別や不利益を被ることがあつてはなりません。

障害者差別解消法は、全ての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

また、県では、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されています。

一方、障害者虐待防止法及び障害者総合支援法においては、自治体の責務として、虐待の防止と早期発見、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う効果的なしくみづくりを行うことが求められています。

今後も、障がいを理由とする差別の解消及び権利擁護施策の推進に努め、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

- ◆ 障がい者に関する理解を深めるために、公務員をはじめとする各種公共サービス従事者に対して研修等を推進します。市職員に対して、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する阿久根市職員対応要領」(平成 29 年 3 月策定)の周知・徹底を図り、同要領に基づく障がい者への配慮や適切な対応の実践を推進します。

(2) 権利擁護の推進

- ◆ 消費者としての障がい者を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民と連携して見守りネットワークの体制づくりを推進します。
- ◆ 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度については、その周知を図るとともに、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、一層の制度の活用と障がい者の権利や利益を守る取組を推進します。
- ◆ 判断能力が十分でない人の福祉サービス利用にかかわる相談や援助を行い、障がい者の権利を擁護し、自立生活を支援します。
- ◆ 障がい者の権利を守るため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、福祉サービス利用支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

(3) 虐待防止への支援

- ◆ 障がい者への虐待に関する通報窓口や相談を行う「阿久根市虐待防止センター」の機能強化、周知に努めます。
- ◆ 障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動に努めるとともに、通報・報

告等に係る体制の充実を図ります。

- ◆ 障がい者に対する虐待の禁止, 虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置, 養護者に対する指導を行い, 障がい者の権利擁護を行います。



4 安心した生活のためのサービス支援

近年、障がい者の高齢化等により障がいの重度化・重複化が見られ、家庭環境の変化等とも相まって、家族介護者の負担も大きくなっています。サービス利用者のニーズも多様化しており、そのような状況において、障がい者が住み慣れた地域で生活をするためには、障がい者一人一人の状況やニーズに即した適切なサービスを提供するとともに、ボランティア等も含めた地域の多様な主体による支援が必要です。

障がい者を含め全ての人々が、地域で生きがいをもって暮らし続けるためには、支える側と受ける側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと共同して助け合いながら暮らすことができる仕組みを構築する必要があります。

各種サービスの提供体制の確保に努めるとともに、専門職の育成・確保によるサービスの質の向上、ボランティア等の地域における担い手の確保を促進します。

(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実

① 訪問系サービス

- ◆ 障がい者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護、行動援護)や、その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。

② 日中活動系サービス

- ◆ 障害者総合支援法で定められた介護給付(生活介護、療養介護、短期入所)や、通所支援施設による訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)の充実を図ります。

③ 居住系サービス

- ◆ 障害者総合支援法で居住支援として位置付けられている共同生活援助(グループホーム)の充実を図り、地域で自立した生活を安心して送れるように支援していきます。
- ◆ 自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場として、入所型の施設の確保に努めるとともに、施設から地域生活に移行する障がい者の支援に努めます。

④ 地域生活支援事業の充実

- ◆ 障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けていることから、地域で生活する障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、サービス内容等の充実に努めます。
- ◆ 地域生活支援事業として、手話通訳者や要約筆記者等、障がいのある人への情報伝達のための専門家の確保とボランティアの養成に努めます。
- ◆ 地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活の充実を図ります。

⑤ 経済的自立支援及び家族介護者への支援

- ◆ 市の広報等の活用により、年金や各種助成制度や手当等についての周知に努めます。
- ◆ 心身に障がいのある児童の生活の安定を図り、将来に対して保護者の抱える不安の軽減を図るため、心身障害者扶養共済制度への加入の促進に努めます。
- ◆ 住宅改造助成制度や生活福祉資金貸付事業の周知を図ります。
- ◆ 障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、運賃割引等の諸制度の周知と活用の促進を図ります。
- ◆ 障がい者を介護する家族等を支援するため、障害者総合支援法に基づく短期入所や日中一時支援事業、相談支援により、身体的・精神的な負担軽減を支援します。

(2) 地域福祉の支援

① ボランティア活動への支援

- ◆ 社会福祉協議会を中心としたボランティア組織の強化を図るとともに、障がい者を対象としたボランティア活動の一翼を担う団体の育成、支援に努めます。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、見守りネットワーク活動やいきいきサロンの活動を積極的に行う等、住民参加型のボランティア活動を促進します。
- ◆ 社会福祉協議会に設置されるボランティアセンターの活用により、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、市民活動団体への支援等を実施します。
- ◆ ボランティア育成事業協力校をはじめ、各学校におけるボランティア活動への参加の促進に努めます。
- ◆ 障がい者の自立支援活動を展開している市内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。

② ボランティアに携わる人材の育成

- ◆ ボランティア養成講座のより一層の充実を図るとともに、手話やガイドヘルパー、朗読等の専門的なボランティアやグループの育成に努めます。

(3) 資質の高い専門職種の養成・確保

① 専門従事者の養成・確保

- ◆ 市の職員を含め、障がい福祉サービス提供事業所等、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成と確保に努めます。
- ◆ 福祉・保健・医療等、各専門分野の職員等に対し、スキルアップにつながるよう研修会等の受講を促し、更なる障がいに対する認識や理解を深め、支援技術の向上に努めます。
- ◆ 福祉人材の確保・定着に向けて、社会福祉法人や社会福祉協議会などによる福祉の職場のPR、インターンシップの受入、職場環境の整備などの取組を進めます。
- ◆ 企業説明会や窓口相談を実施して、福祉に携わる人材における求職と求人とのマッチ

ングに努めます。

- ◆ 各種福祉分野に携わる者に対し、障がい分野の理解を深める研修を検討し、移動支援・コミュニケーション支援等、幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

② 地域で支える担い手の確保

- ◆ 各種事業の実施や各団体等の取組を通じ、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。



5 保健・医療の体制の充実

健康診査等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関等とも連携し、早期の療育や支援へつなげる体制の構築に努めます。

また、重度障がい者をはじめ、障がいの内容に応じた保健・医療サービスに関する情報の提供を行うとともに、障がいの軽減や自立支援を図るため、ライフステージに応じた適切な医療、リハビリテーションが受けられる体制の充実に努めます。

(1) 保健・医療サービスの体制の充実

① 障がい者に対する適切な保健サービス

- ◆ 障がいのある人の健康の保持増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供及び体制について検討し、その充実に努めます。

② 母子保健対策の推進

- ◆ 妊産婦に対する健康教育、健康診査、健康相談等のより一層の充実に努めます。
- ◆ 母子担当保健師と子育て支援センターの連携を強化し、健診や健診後のフォロー体制の充実に努めます。
- ◆ 障がいや疾病の早期発見、早期療育に努め、必要に応じて他機関との連携が図れるよう横断的な連携体制の整備を進めます。

③ 医療・リハビリテーションの充実

- ◆ 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、適切な医療、医療的リハビリテーションの提供及び在宅介護サービスの体制の充実に努めます。
- ◆ 医療機関や訪問看護ステーションによる訪問看護等の連携により、重度障がい者の在宅ケアサービスの充実に努めます。
- ◆ 障がいのある人に対する障がいの除去又は軽減を図るための自立支援医療(更生医療・精神通院医療・育成医療)の利用促進を図ります。
- ◆ 重度の障がいのある人への訪問歯科診療の推進を図ります。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

① 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

- ◆ 疾病の早期発見、早期治療等、健康診査後のフォロー体制を充実させ、市民の健康の保持増進、障がいの原因となる疾病等の予防活動の確立を図ります。
- ◆ 市広報や各種事業を通じて、障がいや疾病の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め、健診等の受診率の向上を目指します。
- ◆ 発達障がいや高次脳機能障がいについて、県や関係団体との連携の下、情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。

- ◆ 保健, 医療, 福祉の連携を強化し, 発達障がいの早期発見, 早期療育及び早期治療に努めます。

② 民生委員・児童委員, 保健師, 保育士等との協力による障がいの早期把握

- ◆ 民生委員・児童委員, 保健師, 保育士等の協力のもと, 住民の健康状態や生活状態を把握し, 療育・医療機関との連携を図りながら, 障がいの早期把握や原因となる疾病の予防の取組を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の充実

① 精神疾患の早期発見・治療

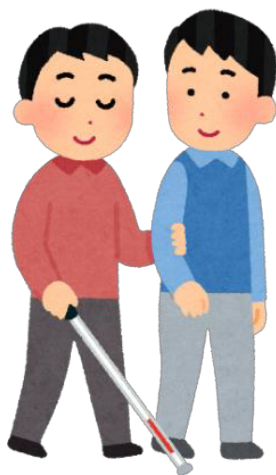
- ◆ 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発の推進, 相談支援センターでの相談・訪問指導等の充実により, 心の病気の早期発見・早期治療を図ります。

② 長期入院精神障がい者の地域移行支援

- ◆ 本人の意向に沿った移行支援の体制づくりを, 関係機関と連携を図りながら推進します。

③ 心の健康づくり

- ◆ 保健所, 精神保健福祉センター, 医療機関等との連携により, 障がい者及びその家族への生活支援に努めます。
- ◆ 関係機関と連携して, 心の健康に関する相談, カウンセリング等の機会・提供の充実を図るとともに, 心の健康づくりや自殺予防, 精神障がい等に関する啓発・広報に取り組めます。



6 充実した療育・教育の推進

障がいのある乳幼児においては、早期に発見し、早期に療育につなげることで、発達を促し、それにより自立をサポートできるとされています。

本市では、子育て支援センターや児童発達支援センターと連携して乳幼児健康診査・親子教室を実施し、早期発見・早期療育に努めています。また、小・中学校に在籍する支援を必要とする児童・生徒に対しては、日常生活動作の介助や学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置する等、学校教育を受ける上での支援を行うとともに、放課後等デイサービスの充実等、放課後活動や生涯学習に対する支援を行っています。

今後も、ライフステージに応じた切れ目のない療育・教育における支援を充実させるとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児等の特別な支援を必要とする障がい児に対する支援体制の充実を図り、「共に学び、共に育つ」保育・教育の一層の充実を図ります。

(1) 療育・就学前教育の充実

① 療育体制の充実

- ◆ 乳幼児健康診査体制の充実を図りながら、子育て支援センター及び児童発達支援センターと連携し、心身に障がいがあると思われる児童の早期発見と早期療育・早期治療の体制を確立します。
- ◆ 相談支援事業所等と連携を図り、児童に合わせた療育が行えるよう療育指導体制の充実に努めます。
- ◆ 心身障がい児施設等を活用して療育等に関する相談活動を行うとともに、各種福祉サービスの提供を行い、心身に障がいのある在宅の児童及びその保護者に対する援助体制の充実を図ります。
- ◆ 幼児期・学齢期等の発達段階において、障がい児や保護者に対して的確な相談・支援が行える体制の整備を進めます。
- ◆ 関係機関、社会福祉法人などとの連携を強化し、障がい児とその保護者等を対象とした相談支援、未就学児を対象とした児童発達支援、就学児を対象とした放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。また、医療的ケアが必要な障がい児への支援のため関係機関等の連携を図ります。
- ◆ 発達の遅れや障がいのある可能性が認められた子どもの保護者が互いに交流し、子育てに関する心理的負担の軽減を図るため、子育て自主グループの育成・支援を行います。

② 障がい児保育の充実

- ◆ 市内各保育園において、一人一人の障がいの種類・程度に応じ、家庭や子育て支援センター、児童発達支援センターとの連携を密にした障がい児保育を実施します。
- ◆ 教育支援委員会では、就学前の時期に対応してきた保育士や医師等の専門家の意見を基に更に議論を深め、個々の状態に応じた教育支援体制づくりに努めます。

③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実

- ◆ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の円滑な運営に努めます。
- ◆ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

(2) 学校教育・特別支援教育体制の充実

- ◆ 教育委員会では、障がいの種類・程度によって子どもの教育的ニーズに応じた適切な教育を保障するための就学相談に努めます。
- ◆ 心身に障がいのある児童の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校への就学の選択については、家庭及び関係機関との連携を深めます。
- ◆ 障がいのある児童(者)の卒業後の進路の確保に向けたニーズに対応し、その能力、適性等に応じて大学、短大等の高等教育を受ける機会を拡充するため、受験機会の確保等、関係機関との連携・協力を努めます。
- ◆ 障がいの有無にかかわらず、地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー化等の必要な支援・環境整備に取り組みます。
- ◆ 学校における教育相談、市教育相談及び教育支援委員会における協議後の相談体制の充実に努めます。
- ◆ 発達障がい児を含めた全ての障がい児に対して、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行い、障がいの状態等によって、多様な学びの場において適切な教育が受けられるよう就学相談体制の充実に努めます。
- ◆ 特別支援教育に関する調査研究等、県総合教育センター、特別支援学校等との一層の連携を図ります。
- ◆ 訪問教育を受ける重度の障がいのある児童の教育については、特別支援学校を含め、その支援の在り方について、慎重に検討します。
- ◆ 「阿久根市学校規模適正化基本方針」に基づく市内小・中学校の統廃合に関しては今後の推移を見守り、学校の統廃合に伴って障がいのある児童・生徒の教育環境等が損なわれないよう配慮し、また保護者の負担の増大につながらないように、関係機関との連携に努めてまいります。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

- ◆ 障がいのある児童が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、放課後等デイサービスを充実させます。
- ◆ 障がいのある児童について、周囲の理解と認識を深めるために交流学習や地域における高齢者等との交流会の開催等を推進します。
- ◆ 手をつなぐ育成会等との交流教育に努めます。
- ◆ 障がいのある児童(者)の学校教育終了後における学習や、校外活動等を支援するために、各種福祉施設等との連携を進めます。
- ◆ 障がいのある人が参加しやすい講座を開設する等、学習の場の確保に努めます。

7 雇用・就業機会の確保

障がい者の雇用・就労は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加による生きがいづくりにもつながることから、ノーマライゼーションの理念に基づき、働く意欲のある障がい者が、その適性と能力に応じて働くことができる環境づくりが求められています。

本市には、就労継続支援事業所が5事業所、地域活動支援センターⅡ型が1事業所あり、福祉的就労の場として利用されています。また、相談支援専門員や事業所等と連携し、必要に応じて個別支援会議や事業所への見学・体験を行い、障がい者の就労支援を行っています。

アンケート調査においては、障がい者を雇用している市内の企業・事業所は4割を超え、以前より増えていますが、障がい者を雇用していない企業・事業所は「雇用の可能性がない」との回答が6割を超えており、障がい者の一般就労は十分に進んだとはいえない状況です。

障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を引き続き確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。また、障がい者の一般就労について、企業・事業所の理解は進んでいますが、さらに充実させ、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する取組を継続していく必要があります。

(1) 総合的な就労の支援

① 雇用の啓発と関係機関との連携

- ◆ 障がい者の就業機会の確保について、出水公共職業安定所をはじめ関係機関・団体との連携をとり、市広報紙等による広報・啓発に努めます。
- ◆ 特別支援学校高等部卒業後の進路の相談指導について、市、特別支援学校、更生相談所、出水公共職業安定所等の労働行政機関との連携の強化を図ります。

② 雇用・就業の促進

- ◆ 出水公共職業安定所と連携しながら、法定雇用率の達成が促進されるよう、市内事業所等の実態把握に努めるとともに、市広報紙等を通じて啓発を図ります。
- ◆ 職場適応訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ等の制度を幅広く周知し、障がい者の適性や能力に応じた就労の受入れを促進します。
- ◆ 障がい者の雇用促進を図るため、「障害者雇用のための各種助成金制度」や「障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰」等の施策の積極的な活用を図るとともに、入札等において、障がい者の雇用状況により評点の加算を行う等の優遇措置の適用を継続します。
- ◆ 公的機関等において、物品やサービスを調達する際に、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。
- ◆ 障がい者に適する職種の開拓をはじめ、障がい者の雇用に努めるとともに企業や他の団体等にも雇用確保について関係機関と連携し、働きかけます。
- ◆ 関係機関と連携し、精神障がい回復者の社会適応訓練事業の啓発に努めます。

- ◆ 精神障がい者が気軽に利用できる相談の場づくりを進めます。

(2) 多様な就業機会の確保

① 就労に関する相談体制等の充実

- ◆ 障がい者の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。
- ◆ 障がい者の就労支援を効果的に推進するため、ほくさつ障害者就業・生活支援センター、出水公共職業安定所、特別支援学校、就労移行支援事業者等により就労支援ネットワークを構築し、情報の共有化等を実施することにより、障がい者の就労の促進を図ります。
- ◆ 関係機関と連携して、障がい者の職業能力の習得支援に努めます。

② 福祉的就労の場の確保

- ◆ 一般就労が困難な障がい者でも、生きがいを持って働くことができるよう、障害者総合支援法の就労継続支援事業や地域活動支援センター等の基盤整備を推進し、福祉的就労の場の確保を進めます。
- ◆ 市内福祉施設等で作成した製品の販路拡大等の支援に努めます。

(3) 就労定着の支援

- ◆ 一般就労した障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう支援に努めます。
- ◆ 就労に伴う生活面での課題等を抱える障がい者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の強化を図ります。



8 生活基盤の整備充実

障がい者を含む全ての人にとって暮らしやすいまちをデザインするユニバーサルデザインの考え方を基に、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等、生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時・緊急時における避難支援体制の構築等、防災・防犯対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

- ◆ 障がいのある人に配慮した、段差の解消(バリアフリー)、手すり付きの市営住宅づくりを進めるとともに、高齢者対応住宅については、高齢者の方の優先的な入居を図っていきます。
- ◆ 市、社会教育施設等の公共施設を、障がいのある人に配慮したスロープ・手すりの設置、車イス対応の窓口カウンター化や点字案内板の設置等、必要に応じて改修を行います。
- ◆ 不特定多数の人々の利用する公共性の高い建築物については、障がいのある人が利用しやすい施設になるよう整備に努めます。
- ◆ 障がいのある人が安心して利用できる公園とするため、スロープ式園路の整備、トイレの水洗化や車イス用トイレの設置に努めます。

(2) 住宅のバリアフリー化の推進

- ◆ 重度の障がいのある人の住宅改造に対する助成制度の一層の充実を図ります。
- ◆ 障がい者が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造等に関する相談対応に努めます。
- ◆ 民間の住宅業者等に対しても、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえた住宅づくりについて理解・協力を求めていきます。

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

① 道路環境の整備

- ◆ 障がいのある人の利用を考慮し、歩道等の整備は、段差の適切な切り下げ、視覚に障がいのある人の誘導ブロックの敷設等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- ◆ 視覚に障がいのある人用誘導ブロックへの自転車の放置防止等、障がいのある人が安全で快適に歩ける空間を確保します。
- ◆ 信号機、道路標識、道路表示等の交通安全施設については、障がいのある人の利用の便宜を考慮した整備に努めます。

② 移動・交通手段の確保・整備

- ◆ 障がいのある人が、安全・快適に待機できるよう、バス停留所や駅のプラットホーム

等の改善を関係機関に働きかけます。

- ◆ 障がいのある人や高齢者の日常における移動の支援を進めるため、高齢者等福祉タクシー制度をはじめとした支援制度の充実を図ります。
- ◆ 視覚や聴覚に障がいのある人の社会参加を促進するために、コミュニケーション支援事業等ニーズに応じた支援を推進します。
- ◆ 障がいのある人が、より使いやすく少ない負担ですむ福祉有償運送事業の実施を推進します。

(4) 防災・防犯対策の推進

- ◆ 災害時に支援が必要な要配慮者情報の管理を行うシステムの活用により、要配慮者情報の一元化を図り、防災関係部局と福祉部局とが連携して、災害時の適切かつ円滑な避難支援及び緊急時の迅速な対応に努めます。
- ◆ 区長・民生委員をはじめ、自主防災組織と協力・連携し、災害時における障がいのある人の通報・避難体制の整備を図ります。
- ◆ 防災に関する広報や、地域の自主防災訓練、防災講話の実施等、地域の防災活動を支援します。
- ◆ 障がいのある人の防災訓練への参加を促進します。
- ◆ 医師会等関係団体と連携し、災害時の医療体制の整備を進めます。
- ◆ 災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人のため、社会福祉施設等と連携し福祉避難所の受入態勢の整備を進めます。
- ◆ 聴覚・言語に障がいのある人等に配慮して、音声以外の災害情報等の伝達について検討します。
- ◆ 緊急通報システムの周知と拡充を図り、一人暮らしで障がいのある人等の平常時の安心と緊急時における安全確保に努めます。
- ◆ 地域住民と警察等の連携を図ることで、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における目標と評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者のうち、令和2年度末までに地域生活に移行する者の数は、目標の6人を下回る見込みとなっています。令和元年度に、施設入所支援事業所から同法人内グループホームに移行した者が2人いましたが、自立訓練事業等を利用していないことより、実績値からは除外しています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
6人	0人

② 施設入所者の削減

令和2年度末の施設入所者数として、平成28年度末の65人から2人削減した63人を目標として設定しましたが、達成できない見込みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
2人	0人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 市町村ごとの保健, 医療, 福祉関係者による協議の場の設置

出水地区2市1町による出水地区ネットワーク会議の精神保健福祉部会において、協議の場を設置しました。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
設置完了	設置完了

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、出水地区2市1町において、整備に向けて現在協議中となっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
(市又は圏域に少なくとも1箇所)整備完了	未整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

① 一般就労移行者数

令和2年度に2人が一般就労しており、目標の2人を達成しました。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
2人	2人

② 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数は、目標の11人を下回る見込みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
11人	6人

③ 就労移行支援事業における就労意向率

現在、就労移行支援事業の利用者が、就労に向けて必要な訓練を行っていますが、就労先が未決定のため、目標を達成できない見込みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
50%	0%

④ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

現在、就労定着支援事業の利用者がいないため、目標を達成できない見込みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
80%	0%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターは既に設置済みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
設定なし	設置済み

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制は、既に構築済みとなっています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
設定なし	構築済み

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

あいわの里子ども療育センター, レストケア出水の2事業所を確保し, 目標を達成しています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
(出水地区2市1町で) 1か所	2か所

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

あいわの里子ども療育センター, あいわの里アネックスセンター, レストケア出水の3事業所を確保し, 目標を達成しています。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
(出水地区2市1町で) 1か所	3か所

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

庁内協議体制は整備済みとなっています。ただし, 現在まで対象児がいないため, 開催実績はありません。

令和2年度末の目標値	実績値(見込み)
設置完了	設置完了



2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における障がい福祉サービス等に関する目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和5年度末の目標値	4人
------------	----

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

■目標値設定に当たっての考え方

国指針及び本市の現状を踏まえて、令和5(2023)年度末までに、令和元(2019)年度末時点の施設入所者(65人)のうち、4人が地域生活に移行することを目指します。

②令和元(2019)年度末時点と比較した施設入所者の削減数

令和5年度末の目標値	1人
------------	----

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■目標値設定に当たっての考え方

国指針及び本市の現状を踏まえて、令和5(2023)年度末までに、令和元(2019)年度末時点の施設入所者(65人)から1人を削減することを目指します。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末の目標値	設置完了及び年1回以上運用状況を検証及び検討
------------	------------------------

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、令和5(2023)年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に基づき、令和5(2023)年度末までに、出水地区2市1町において

地域生活支援拠点を整備します。その機能の充実のため、出水地区障がい者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

① 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

令和5年度末の目標値	1人/年	1.27倍以上
就労移行支援	1人/年	1.30倍以上
就労継続支援A型	1人/年	1.26倍以上
就労継続支援B型	1人/年	1.23倍以上

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

令和5(2023)年度中に就労移行支援事業等(生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援)を通じて一般就労に移行する者の目標値を令和元(2019)年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

※この際、令和5年度中に就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者の目標値を併せて定める。

- ・就労移行支援事業 1.30 倍以上
- ・就労継続支援A型事業 1.26 倍以上
- ・就労継続支援B型事業 1.23 倍以上

■目標値設定に当たっての考え方

国指針及び本市の現状を踏まえて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者が1人以上となることを目指します。

② 就労定着支援事業の利用率

令和5年度末の目標値	7割
------------	----

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

■目標値設定に当たっての考え方

国指針及び本市の現状を踏まえて、令和5(2023)年度における利用率が7割以上となることを目指します。

③ 就労定着支援事業の就労定着率

令和5年度末の目標値	7割以上
------------	------

■国指針(目標値設定に当たっての指針)

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■目標値設定に当たっての考え方

国指針及び本市の現状を踏まえて、7割以上と設定します。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

令和5年度末の目標値	設置完了
------------	------

■国指針(目標設定に当たっての指針)

児童発達支援センターを、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

ただし、市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村による共同設置であっても差し支えないこととします。

■目標設定に当たっての考え方

本市においては、既に児童発達支援センターが設置されているため、目標は設定しないこととし、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図ります。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和5年度末の目標値	完了
------------	----

■国指針(目標設定に当たっての指針)

保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

■目標設定に当たっての考え方

本市においては、既に保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されているため、目標は設定しないこととします。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

令和5年度末の目標値	確保済み
------------	------

■国指針(目標設定に当たっての指針)

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。ただし、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域単位の確保であっても差し支えないものとする。

■目標設定に当たっての考え方

本市においては、出水地区2市1町で2か所を確保しているため、目標は設定しないこととします。

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末の目標値	確保済み
------------	------

■国指針(目標設定に当たっての指針)

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。ただし、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域単位の確保であっても差し支えないものとする。

■目標設定に当たっての考え方

本市においては、出水地区2市1町で3か所を確保しているため、目標は設定しないこととします。

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5年度末の目標値	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
------------	------------------------

■国指針(目標設定に当たっての指針)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村において設置すること。また、協議の場の設置とともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とすること。

■目標設定に当たっての考え方

庁内協議体制は整備済みです。また、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末の姿	・基幹相談支援センターの設置 ・相談支援の充実, 情報の蓄積, 課題の抽出, 支援関係者へのフィードバック, 課題解決のサイクルを充実
----------	--

■国指針(目標設定に当たっての指針)

令和5(2023)年度末までに, 各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■目標設定に当たっての考え方

基幹相談支援センターの設置等により, 令和5(2023)年度末までに, 相談支援の充実, 情報の蓄積, 課題の抽出, 支援関係者へのフィードバック, 課題解決のサイクルを充実します。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末の姿	・障害者自立支援給付審査支払等システムにおける審査結果を分析し, その結果を事業所等と共有する体制を構築
----------	--

■国指針(目標設定に当たっての指針)

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

■目標設定に当たっての考え方

令和5年度末までに, 市内の障がい福祉サービス事業所の質の向上を図るため, 障害者自立支援給付審査支払等システムにおける審査結果を分析し, その結果を事業所等と共有する体制を構築します。

3 障がい福祉サービスの事業量見込み

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
計(訪問系サービス)	人/月	21	23	22	21	23	23	
	時間/月	278	239	290	660	304	1,131	
内 訳	居宅介護	人/月	17	23	18	20	19	22
		時間/月	228	239	240	195	254	266
	重度訪問介護	人/月	1	0	1	1	1	1
		時間/月	20	0	20	465	20	865
	同行援護	人/月	1	0	1	0	1	0
		時間/月	20	0	20	0	20	0
	行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
		時間/月	5	0	5	0	5	0
	重度障がい者 等包括支援	人/月	1	0	1	0	1	0
		時間/月	5	0	5	0	5	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計(訪問系サービス)	人/月	25	26	27	
	時間/月	1,171	1,184	1,197	
内 訳	居宅介護	人/月	21	22	23
		時間/月	277	290	303
	重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間/月	864	864	864
	同行援護	人/月	1	1	1
		時間/月	20	20	20
	行動援護	人/月	1	1	1
		時間/月	5	5	5
	重度障がい者 等包括支援	人/月	1	1	1
		時間/月	5	5	5

[見込み量の確保方策]

訪問系サービスにおける利用者数及び利用延時間数は第5期計画を上回っています。令和元年度は重度訪問介護の利用があり、実績として大きく増加しました。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 27 人/月、利用延時間数 1,197 時間/月に設定しました。

サービス利用者一人一人の状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援事業所と関係事業所との連携を促進することにより、安定したサービスの確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障がい支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	102	96	102	99	102	103
	人日/月	2,162	1,943	2,162	2,001	2,162	2,078

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	102	102	102
	人日/月	2,162	2,162	2,162

[見込み量の確保方策]

生活介護におけるサービス利用は増加傾向にあります。これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 102 人/月、利用延日数 2,162 人日/月に設定しました。

市内や近隣市町の既存の事業所と連携を強化し、増加するサービス量の確保に努めます。

② 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)は、障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(機能訓練)は、利用期限が1年6か月と定められています。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	2	1	1
	人日/月	32	22	32	42	32	23

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	32	32	32

[見込み量の確保方策]

自立訓練(機能訓練)における利用者数は横ばいで推移しています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 1 人/月、利用延日数 32 人日/月に設定しました。

市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。

③ 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(生活訓練)は、利用期限が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	8	7	9	7	9
	人日/月	126	103	126	138	126	103

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	9	9	9
	人日/月	162	162	162

[見込み量の確保方策]

自立訓練(生活訓練)における利用者数は第5期計画を上回っています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 9 人/月、利用延日数 162 人日/月に設定しました。

市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。

④ 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労移行支援	人/月	12	10	12	6	12	5
	人日/月	228	153	228	91	228	52

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人/月	7	7	7
	人日/月	133	133	133

[見込み量の確保方策]

就労移行支援における利用者数及び利用延日数は年々減少しています。これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 7 人/月、利用延日数 133 人日/月に設定しました。

公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実を図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。

⑤ 就労継続支援A型

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援A型	人/月	40	43	40	40	40	39
	人日/月	799	834	799	819	799	789

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	人/月	41	41	41
	人日/月	820	820	820

[見込み量の確保方策]

就労継続支援A型における利用者数は横ばいで推移しています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 41 人/月、利用延日数 820 人日/月に設定しました。

公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実に図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。

⑥ 就労継続支援B型

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援B型	人/月	85	83	84	83	84	90
	人日/月	1,364	1,361	1,348	1,411	1,348	1,579

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	人/月	90	90	90
	人日/月	1,530	1,530	1,530

[見込み量の確保方策]

就労継続支援B型における利用者数は増加傾向にあり、利用延日数は第5期計画を上回っています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 90 人/月、利用延日数 1,530 人日/月に設定しました。

公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実に図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。

⑦ 就労定着支援

就労定着支援は、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	1	1	1

[見込み量の確保方策]

就労定着支援における利用者数の実績はありませんでした。今後の利用を想定し、令和5年度における見込み量を利用者数1人/月に設定しました。

一般就労を希望する障がい者が早期に離職することのないよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切な就労支援ができるよう、サービス提供体制の支援に努めます。

⑧ 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
療養介護	人/月	5	5	5	6	5	6

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	6	6	6

[見込み量の確保方策]

療養介護における令和2年度の利用者数は 6 人／月となっており、横ばいで推移しています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数6人／月と設定しました。

市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。

⑨ 短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所(福祉型)	人／月	15	16	15	20	15	16
	人日／月	98	103	98	139	98	104
短期入所(医療型)	人／月	1	0	1	1	1	1
	人日／月	7	0	7	17	7	12

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人／月	20	20	20
	人日／月	140	140	140
短期入所(医療型)	人／月	1	1	1
	人日／月	7	7	7

[見込み量の確保方策]

短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)における利用者数及び利用延日数は、第5期計画を上回っています。よって、これまでの利用実績を基に、令和5年度の見込み量を短期入所(福祉型)については利用者数 20 人／月、利用延日数 140 人日／月、短期入所(医療型)については利用者数 1 人／月、利用延日数 7 人日／月と設定しました。

緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量ともに確保できるよう、市内や近隣市町の医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助は、主として一人暮らしの障がい者に対し、定期的に訪問等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人日/月	0	0	1	0	1	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人日/月	1	1	1

[見込み量の確保方策]

自立生活援助における令和5年度の見込み量を利用者数1人/月に設定しました。

一人暮らしを希望する障がい者が安心して地域で生活することができるよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切なサービス提供体制の支援に努めます。

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人が主として夜間において、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活の援助を受けるサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助 (グループホーム)	人日/月	37	37	37	43	37	48

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人日/月	48	48	48

[見込み量の確保方策]

共同生活援助(グループホーム)における利用者数は第5期計画を上回っており、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 48 人／月に設定しました。

関係機関との連携を強化し、増加するサービス量の確保に努めます。

③ 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	人日／月	66	62	65	62	64	63

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人日／月	64	64	64

[見込み量の確保方策]

施設入所における利用者数は第5期計画を下回っていますが、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 64 人日／月に設定しました。

障がい支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と施設利用も含めたサービスの調整に努めます。また、保健・医療・福祉関係者の連携により、施設入所者の地域移行を推進します。

(4) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談、地域定着支援は居宅等で単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援をするサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人日/月	57	54	57	63	57	77
地域移行支援	人日/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人日/月	1	0	1	0	1	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人日/月	77	77	77
地域移行支援	人日/月	1	1	1
地域定着支援	人日/月	1	1	1

[見込み量の確保方策]

計画相談支援における利用者数は年々増加しており、令和元年度において第5期計画を上回っています。一方、地域移行支援及び地域定着支援の実績はありませんでした。

よって、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を計画相談支援については利用者数 77 人/月、地域移行支援については利用者数 1 人/月、地域定着支援については利用者数 1 人/月に設定しました。

計画相談支援については、障がい福祉サービス等の効果的かつ円滑な利用を推進するため、地域自立支援協議会と連携し、ケアマネジメントやサービス等利用計画を作成する相談支援事業所及び人材の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、広く事業の周知を図り、保健・医療・福祉関係者の連携により、一人一人の状況に応じた相談支援ができるよう利用を促進します。

4 地域生活支援事業の事業量の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1	1	1	1

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

[見込み量の確保方策]

障がい者相談支援事業, 地域自立支援協議会, 基幹相談支援センター等機能強化事業は1か所となっており, 第5期計画どおりでした。よって, これまでの実績を基に, 令和5年度における見込み量を障がい者相談支援事業, 地域自立支援協議会, 基幹相談支援センター等機能強化事業を1か所, 成年後見制度利用支援事業を1件/年と設定しました。

障がい者相談支援事業については, 今後も, 市内各地域で行う巡回相談の充実等, 柔軟なサービス提供ができるように推進します。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚, 視覚, 言語機能, 音声機能, その他の障がいのため, 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に, 手話通訳, 要約筆記等の方法により, 障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者, 要約筆記者等の派遣等を行い, 意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣	件/年	24	20	24	10	24	14

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	件/年	20	20	20

[見込み量の確保方策]

意思疎通支援事業における利用実績は第5期計画を下回っていますが, これまでの利用実績を基に, 令和5年度における見込み量を20件/年と設定しました。

必要に応じて手話通訳者等の派遣を行い, 手話通訳等による支援を行うことにより, 障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
計(日常生活用具給付等事業)	件/年	728	819	728	838	728	817	
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	7	1	7	0	7	0
	自立生活支援用具	件/年	12	8	12	5	12	3
	在宅療養等支援用具	件/年	3	8	3	6	3	9
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	2	3	2	3
	排泄管理支援用具	件/年	700	797	700	818	700	800
	居住生活動作補助用具	件/年	4	4	4	6	4	2

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計(訪問系サービス)	件/年	856	856	856	
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7
	自立生活支援用具	件/年	12	12	12
	在宅療養等支援用具	件/年	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	820	820	820
	居住生活動作補助用具	件/年	6	6	6

[見込み量の確保方策]

日常生活用具給付事業における利用実績は第5期計画を上回っているため、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を 856 件／年と設定しました。

日常生活用具の利用に対する負担を軽減することで日常生活の便宜を図ります。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	人／月	5	3	5	3	5	4

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人／月	5	5	5

[見込み量の確保方策]

移動支援事業における利用者数は第5期計画を下回っていますが、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 5 人／月と設定しました。

福祉サービス事業者と連携し、制度の周知を図ります。

(5) 地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センターⅡ型	か所	2	2	2	2	2	2

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅡ型	か所	2	2	2

[見込み量の確保方策]

地域活動支援センター事業は2か所となっており、第5期計画どおりでした。よって、これまでの実績を基に、令和5年度における見込み量を2か所と設定しました。

各機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動又は生産活動等の機会及び各種機能訓練を提供するとともに、社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

(6) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする事業です。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	か所	6	6	6	7	6	3
	人/月	18	14	18	16	18	14

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	か所	6	6	6
	人/月	18	18	18

[見込み量の確保方策]

日中一時支援事業における利用者数は横ばいで推移しています。これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数18人/月と設定しました。

事業内容の広報や周知に努め、利用促進を図ります。また、障がいの特性や状態に合わせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) その他の事業

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	か所	1	0	1	0	1	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	件/年	2	0	2	0	2	2

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1
	人/月	1	1	1
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2

[見込み量の確保方策]

訪問入浴サービス事業の実績はありませんでしたが、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を利用者数 1 人/月と設定しました。

訪問入浴の支援が必要な障がい者等に対し、制度の周知を図ります。

自動車免許取得・自動車改造費助成事業における利用実績はありませんでしたが、これまでの利用実績を基に、令和5年度における見込み量を 2 件/年と設定しました。

自動車教習所や自動車メーカー等と連携しながら制度の周知を図ります。



5 障がい児支援に関するサービスの事業量見込み

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	40	40	40	42	40	41
	人日/月	415	343	415	377	415	347

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	42	42	42
	人日/月	420	420	420

[見込み量の確保方策]

児童発達支援における利用者数は、第5期計画とほぼ同数となっています。これまでの利用実績や人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 42 人/月, 利用延日数 420 人日/月に設定しました。

関係機関との情報共有や連携を強化し、対象児童の早期発見・早期療育につながるよう、に制度の周知を図ります。

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
放課後等デイサービス	人/月	32	36	32	38	32	43
	人日/月	352	328	352	347	352	411

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	45	45	45
	人日/月	495	495	495

[見込み量の確保方策]

放課後等デイサービスにおける利用者数及び利用延日数は、第5期計画を上回っており、実績も年々増加しています。よって、これまでの利用実績や人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 45 人/月、利用延日数 495 人日/月に設定しました。

利用者数の増加に対応するため、市内外の施設の利用を推進するだけでなく、市内においても新規事業所の拡充を推進します。

③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所等訪問支援	人/月	3	1	3	0	3	0
	人日/月	12	1	12	0	12	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人/月	3	3	3
	人日/月	12	12	12

[見込み量の確保方策]

保育所等訪問支援における利用者数及び利用延日数は、第5期計画を下回っていますが、今後、利用者数の増加が見込まれるため、令和5年度における見込み量を利用者数 3 人／月、利用延日数 12 人日／月に設定しました。

保育園、幼稚園及び関係機関への制度の周知を図ります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	1	0
	人日／月	0	0	0	0	4	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	4	4	4

[見込み量の確保方策]

居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでしたが、今後の利用を想定し、令和5年度の見込み量を利用者数 1 人／月に設定しました。

重度の障がい等のために外出が困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供できるよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切なサービス提供体制の支援に努めます。

(2) 障がい児相談支援

障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し等を行うサービスです。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障がい児相談支援	人/月	21	15	21	15	21	17

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/月	21	21	21

[見込み量の確保方策]

障がい児相談支援における利用者数は第5期計画を下回っていますが、今後、利用者数の増加が見込まれるため、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和5年度における見込み量を利用者数 21 人/月に設定しました。

障がい児通所支援の効果的かつ円滑な利用を推進するため、相談員の確保や新規事業所の開設を推進します。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置します。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	0	0	0	1	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	1

(4) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定

障がいのある児童の健やかな育成とその発達支援を図るため、また、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できる地域社会への参加・包容を推進するため、子ども・子育て支援等の利用にかかる定量的な目標を設定します。

障がい児及び保護者等の希望に沿った利用ができるよう、関係事業所における受け入れの体制の充実に努めます。

[第5期計画と実績]

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所	人	18	4	18	2	18	0
認定こども園	人	8	0	8	0	8	0
放課後等児童健全育成事業	人	8	1	8	0	8	0
幼稚園	人	-	0	-	0	-	0

[サービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	18	18	18
認定こども園	人	8	8	8
放課後等児童健全育成事業	人	8	8	8
幼稚園	人	-	-	-
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等(新規)の受講者	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数(新規)	人	0	1	1

※ペアレントトレーニング…親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶもの(子どもの問題行動を減少させることが目標)

※ペアレントプログラム…地域での普及を図るために開発されたより簡易なプログラム(子どもの行動修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点)

※ピアサポート…障がい者が同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間を支えること

第6章 計画の推進に当たって

1 計画の周知

「障がい者の自立と、共に生き支えあうまちづくり」を推進するに当たっては、市民の役割も重要であることから、本計画を広く市民に周知し、障がいや障がいのある人への正しい理解と普及に努めます。

2 計画の推進体制の確立

障がい者のライフステージに応じた支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・就労等のさまざまな関係機関が連携することが求められています。地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の確立に努めます。

また、新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症の拡大・流行の防止に対する各種施策を実施し、本計画の円滑な推進を図ります。

3 国・県及び近隣市町との連携

本計画には、国・県及び近隣市町と連携し、広域的な対応を必要とする施策が含まれています。国・県や近隣市町と連携し、計画の推進に努めます。また、国や県の障がい者福祉施策の見直し等の動向に注視し、計画の弾力的な運用を図ります。

4 PDCA サイクルによる計画の運用

本計画の推進においては、PDCAサイクルを用い、年1回の評価分析に努め、必要に応じた計画の見直し等を検討します。本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込み量を「活動指標」とします。

資料 用語解説

あ 行

■いきいきサロン事業

ボランティアや地域住民が主体となり、身近な地域の中で、気軽に集える場をつくることを通じ、生きがいや仲間を育みながら、介護予防の推進などの交流を行う事業。

■インターンシップ

学生が、一定期間企業などで働くことを言う。もともとはアメリカで始まった制度で、就職前と就職後の会社のイメージギャップから3年以内に辞めてしまう社員が多いことから、自分の将来に関連した企業へ職業体験に行くことで、就職のミスマッチを防ぐ目的がある。

■NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア活動、市民活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人を「NPO法人」と総称する。

か 行

■介護保険事業計画

介護保険法に基づき、保険者である市町村が策定する計画で、介護サービスの年度毎の見込み量やサービスの基盤整備などについて定める。

■協働

市民、事業者、行政などが、対等な立場で責任を共有し、共通の目的のために協力、連携して活動すること。

■高齢者福祉計画

地域における高齢者のニーズを把握し、将来必要とされる保健福祉サービスの目標量を定め、その供給体制を計画的に整備することを内容とする計画。

■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が策定する計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容とその実施時期などについて定める。

さ 行

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す民間福祉団体。各種福祉サービスの提供や利用支援、相談業務及びボランティア、市民活動の推進、共同募金運動への協力などの活動も行う。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な成年者を法的に保護するための制度。保護の類型は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「補佐」「補助」に分かれる。

な 行

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

は 行

■パブリックコメント

行政が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、広く市民などからの意見や情報を提供していただく機会を設け、行政は提出された意見などを検討して最終的な意思決定を行う制度。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリア(障壁)となるものを除去すること。建物の段差解消など物理的なバリアのみならず、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味でも使われている。

■PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をつなげたもので、計画から改善までをひとつのサイクル(輪)として、その改善を更に次の計画につなげていくことで継続的に業務改善をする手法。

■ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置され、ボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動に関する相談、手続き、各団体との調整などを行う。

ま 行

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。

や 行

■ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ら 行

■ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。

阿久根市障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画
(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))

発行日／令和3年(2021年)3月
発行／鹿児島県阿久根市役所 福祉課
〒899-1696
鹿児島県阿久根市鶴見町200番地
電話 0996-73-1240
FAX 0996-73-0297